

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

| | | |
|---|-----------|-----|
| ○保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 | (社会福祉課) | 一 |
| ○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則 | (医療整備課) | 四 |
| ○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 | (長寿社会政策課) | 七 |
| ○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 | (同) | 一九 |
| ○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 | (同) | 二六 |
| ○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 | (同) | 三三 |
| ○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 | (同) | 四六 |
| ○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 | (同) | 九一 |
| ○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 | (同) | 一〇三 |
| ○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則 | (同) | 一一一 |

規 則

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十七号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

| |
|-------------------------|
| 第一章 総則(第一条・第八条) |
| 第二章 救護施設(第九条・第十八条) |
| 第三章 更生施設(第十九条・二十三条) |
| 第四章 授産施設(第二十四条・第二十八条) |
| 第五章 宿所提供施設(第二十九条・第三十二条) |
| 第六章 事業授産施設(第三十三条) |
| 附則 |
| 第一章 総則 |
| (趣旨) |

第一条 この規則は、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 救護施設等の設備は、専ら当該救護施設等の用に供するものでなければならない。ただし、入所者又は利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第三条 施設長は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 救護施設等の生活指導員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第四条 救護施設等の職員は、専ら当該救護施設等の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者又は利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(事故発生の防止等)

第五条 条例第七条第一項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、

その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
三 事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行うこと。
(非常災害対策)

第六条 救護施設等は、条例第八条第二項の計画について、当該救護施設等の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該救護施設等の見やすい場所に掲示しなければならぬ。

2 条例第八条に定めるもののほか、救護施設等は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。
一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備
(帳簿の整理)

第七条 救護施設等は、設備、職員、会計及び入所者又は利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
(暴力団員等の排除)

第八条 条例第九条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該救護施設等の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

第二章 救護施設

(規模)

第九条 救護施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、サテライト型施設を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数について、当該救護施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね八十パーセント以上となるようにしなければならない。

(設備)

第十条 条例第十条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第十条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 階に設けてはならないこと。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。

ハ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ニ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

ホ 条例第十条第四項の居室は、原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

二 静養室

イ 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

ロ イに定めるもののほか、前号イ及びハからホまでに定めるところによること。

三 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

四 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

五 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

3 前二項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(サテライト型施設の設備)

第十一条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

(職員の数)

第十二条 条例第十二条の生活指導員、介護職員及び看護士又は准看護士の総数は、おおむね入所者

の数を五・四で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第十三条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(給食)

第十四条 救護施設は、給食について、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。

(健康管理)

第十五条 救護施設は、入所者について、その入所後速やかに、及び毎年二回以上定期的に、健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第十六条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活指導等)

第十七条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 救護施設は、入所者の日常生活に充てられる場所について、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 救護施設は、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

5 救護施設は、当該救護施設に教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十八条 救護施設は、当該救護施設を設置者が入所者に係る知事が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。)以下「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第三章 更生施設

(規模)

第十九条 更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数について、当該更生施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね八十パーセント以上となるようにしなければならない。

(職員の数)

第二十条 条例第十六条の生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が百五十人以下の施設にあつては六人以上、入所人員が百五十人を超える施設にあつては六人に百五十人を超える部分四十人につき一人を加えた数以上とする。

(生活指導等)

第二十一条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第十七条(第二項を除く。)の規定を準用する。

(作業指導)

第二十二条 更生施設は、入所者に対し、前条第一項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

第二十三条 第十条第一項、第二項第一号(ホを除く。)及び第二号から第六号まで並びに第三項、第十三条から第十六条まで並びに第十八条の規定は、更生施設について準用する。

第四章 授産施設

(規模)

第二十四条 授産施設は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数について、当該授産施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね五十パーセント以上となるようにしなければならない。

(設備)

第二十五条 条例第十九条に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 作業室

イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

ロ 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 便所 男子用と女子用を別に設けること。

(工賃の支払)

第二十六条 授産施設は、利用者に、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第二十七条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第二十八条 第十六条の規定(医薬品、衛生材料及び医療機器具の管理に係る部分を除く。)は、授産施設について準用する。

第五章 宿所提供施設

(規模)

第二十九条 宿所提供施設は、三十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数について、当該宿所提供施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね五十八パーセント以上となるようにしなければならない。

(居室の利用世帯)

第三十条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、二以上の世帯に利用させてはならない。(生活の相談)

第三十一条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等入所者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(準用)

第三十二条 第十条第二項第一号(ホを除く。)並びに第三項第一号及び第二号並びに第十六条の規定(医薬品、衛生材料及び医療機器具の管理に係る部分を除く。)は、宿所提供施設について準用する。

第六章 事業授産施設

(準用)

第三十三条 第四章(第二十四条第二項を除く。)の規定は、事業授産施設について準用する。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県規則第二十八号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第二条 条例第三条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみを診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第一号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号)第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種類ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数(この数が、〇・〇五以下であるときは、零とする。)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

二 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に

算定しないこと。

三 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。

四 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。

五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと。

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可があつた日前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

（病院の従業者）

第三条 条例第六条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十で除して得た数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十で除して得た数と外来患者に係る取

扱処方箋の数を七十五で除して得た数とを加えて得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三で除して得た数とを加えて得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当数

六 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実情に応じた適当数

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

（病院の施設）

第四条 条例第七条に規定する施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用いる方法その他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならぬこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

二 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。

三 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならぬこと。

（療養病床を有する診療所の従業者）

第五条 条例第八条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

2 第三条第二項の規定は、前項第一号及び第二号の入院患者の数について準用する。
(療養病床を有する診療所の施設)

第六条 第四条(第一号を除く。)の規定は、療養病床を有する診療所の施設の構造設備の基準について準用する。
(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成十二年四月一日以後に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設(次項において「平成十二年四月一日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。)及び平成三年六月二十六日以後に介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十四条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の六の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であつて介護保険法施行法第八条第一項の規定によりその開設者が介護保険法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設(以下「平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。)の入所定員(入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。)については、当分の間、第二条第一項第三号の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、平成十二年四月一日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。

4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に關する基準(平成十一年厚生省令第四十号)附則第十三条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行った日から同日以後最初の医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、附則第二項の規定にかかわらず、第二条第一項第三号中「入所定員数に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

5 精神病床を有する病院(医療法施行規則第四十三条の二に規定するものを除く。)については、当分の間、第三条第一項第二号中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床において

は精神病床に係る病室の入院患者の数を五で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。)から減じて得た数を看護補助者」とする。

6 療養病床を有する病院であつて、平成二十四年四月一日において健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設(以下「特定介護療養型医療施設」という。)又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数(以下「看護師等の員数」という。)が第三条第一項第二号及び第三号に定める数に満たない病院(以下「特定病院」という。)であるものの開設者が、同年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、当該病院が有すべき看護師等の員数は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成三十年三月三十一日までの間は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六で除して得た数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三で除して得た数を加えて得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一
第五条第一項の規定にかかわらず、療養病床を有する診療所に有すべき従業者の員数は、当分の間、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すことに一。ただし、そのうちの二については看護師又は准看護師とする。

二 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

8 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第五条第一項第一号及び第二号に定める数に満たない診療所(以下この項において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、同年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、当該診療所が有すべき看護師等の員数は、施行日から平成三十年三月三十一日までの間は、同項第一号及び第二号の規定

にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一
- 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一
- 九 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が附則第七項に定める数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、同年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、当該診療所に有すべき看護師等の員数は、施行日から平成三十年三月三十一日までの間は、同項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すことに一（そのうちの二については、看護師又は准看護師）とする。

（東日本大震災復興特別区域法に係る従業者の特例）

10 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七条第一項に規定する認定復興推進計画に同法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として定められた病院を確保する事業により、当該認定復興推進計画に当該事業に係る当該認定復興推進計画の区域として定められた区域内の病院であつて、東日本大震災（同法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）の影響により入院患者、外来患者及び外来患者に係る取扱処方箋の数が変動したことを知事が別に定めるところにより申し出たものに係る第三条第二項の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間、第三条第二項中「ただし」とあるのは、「ただし、東日本大震災（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）の影響により当該数が変動し、実情に即したものとならない場合は、地域の実情に応じ、妥当な方法により計算された数とすることができるものとし」とする。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 介護老人保健施設（第二条・第三十九条）

第三章 ユニット型介護老人保健施設（第四十条・第五十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 介護老人保健施設

（従業者）

第二条 条例第四条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 薬剤師 介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この章（次号を除く。）及び次章において同じ。）の実情に応じた適当数

二 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。） 常勤換算方法当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上（看護職員の員数は看護・介護職員の総数の七分の二程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の七分の五程度をそれぞれ標準とする。）

三 支援相談員 一以上（入所者の数が百を超える場合にあつては、常勤の支援相談員一名に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上）

四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上

五 栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一以上

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）

七 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、ユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

4 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただ

し、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が条例第四条第二項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。

5 条例第四条第二項の規則で定める従業者は、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める従業者とする。

- 一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員
- 二 病床数が百以上の病院 栄養士
- 三 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下、「法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定

介護療養型医療施設 介護支援専門員

6 第一項第三号及び第六号の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設が医療機関併設型小規模介護老人保健施設である場合の支援相談員又は介護支援専門員の員数は、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数とする。

（施設）

第三条 条例第五条に規定する施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- 一 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- 二 食堂 二平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。
- 三 浴室
 - イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。

六 便所

イ 療養室のある階ごとに設けること。

ロ プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ハ 常夜灯を設けること。

2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（設備）

第四条 条例第六条第一項ただし書の規則で定める介護老人保健施設の建物は、次の各号のいずれかに該当する二階建て又は平屋建ての建物とする。

- 一 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下、「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長、消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第十一条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第十一条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第六条及び前項に定めるもののほか、介護老人保健施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
- 二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 三 階段には、手すりを設けること。
- 四 廊下の構造は、次のとおりとする。
 - イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
 - ロ 手すりを設けること。
 - ハ 常夜灯を設けること。

3 条例第六条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生

するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(内容及び手続の説明及び同意)

第五条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十六条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 介護老人保健施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち介護老人保健施設が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第六条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を動案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第七条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第八条 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第九条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象

に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十条 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第十一条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護老人保健施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとし、第一号から第四号までに掲げる費用については知事が定めるところによるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 介護老人保健施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第十二条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第十三条 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明

を行わなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十四条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える課題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変

更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入所者に面接すること。
二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。(診療の方針)

第十五条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

三 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に知事が定めるもののほか、行ってはならない。

六 別に知事が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第十六条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第十七条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護老人保健施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護老人保健施設は、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護老人保健施設は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第十九条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第二十条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な

把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二十一条 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十二条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者)

第二十三条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であつて、当該本施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)(第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。))又はサテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。)(の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第二十四条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護老人保健施設の管理者は、従業者に条例第七条から第十六条までの規定並びに第五条から第三十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十五条 計画担当介護支援専門員は、第十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うも

のとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四 条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。

五 条例第十五条第一項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

七。

(運営規程)

第二十六条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する介護保健施設サービス内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十七条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(定員の遵守)

第二十八条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二十九条 介護老人保健施設は、条例第十一条の計画について、当該介護老人保健施設の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該介護老人保健施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第十一条に定めるもののほか、介護老人保健施設は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常食用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(衛生管理等)

第三十条 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院)

第三十一条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。(掲示)

第三十二条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(情報の提供に係る同意)

第三十三条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(調査への協力等)

第三十四条 介護老人保健施設は、できる限り、提供した介護保健施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。

2 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。

(地域との連携等)

第三十五条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十六条 条例第十五条第一項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(会計の区分)

第三十七条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十八条 介護老人保健施設は、入所者、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完了の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

二 条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 条例第十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 施設サービス計画

五 第九条第四項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

六 第十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

七 第二十二條に規定する市町村への通知に係る記録

八 職員の勤務の体制についての記録

九 施設介護サービス費を請求するために審査支払機関（市町村）（法第四十八条第七項において準用する法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合）については、国民健康保険団体連合会をいう。）に提出した記録

(暴力団員等の排除)

第三十九条 条例第十六条第一項の規則で定める者は、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該介護老人保健施設の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

第三章 ユニット型介護老人保健施設

(従業者の専従)

第四十条 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入居者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(施設)

第四十一条 条例第十九条に規定する施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

口 洗面所

- (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ハ 便所

- (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (3) 常夜灯を設けること。

二 浴室

- イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 2 浴室は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(設備)

第四十二条 条例第二十条第一項ただし書の規則で定めるユニット型介護老人保健施設の建物は、次の各号のいずれかに該当する二階建て又は平屋建ての建物とする。

- 一 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- イ 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二十二條において準用する条例第十一條に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- ロ 条例第二十二條において準用する条例第十一條に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第二十條及び前項に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備の基準は、次の

とおりとする。

- 一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
- 二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第二百二十三條第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 三 階段には、手すりを設けること。
- 四 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)として差し支えない。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

3 条例第二十条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

(利用料等の受領)

第四十三条 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差

額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとし、第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 ユニット型介護老人保健施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第四十四条 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たつて、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第四十五条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心

身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

第四十六条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第四十七条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行つこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第四十八条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規

程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四十九条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たつては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設に従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十一条 第二条(第三項を除く)、第五条から第十条まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十一条から第二十五条まで及び第二十九条から第三十九条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第二条第一項中「条例」とあるのは

「条例第二十二条において準用する条例」と、第五条第一項中「第二十六条に規定する運営規程」とあるのは「第四十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十四条第二項中「第七条から第十六条までの規定並びに第五条から」とあるのは「第二十一条並びに条例第二十二条において準用する条例第七条及び条例第九条から第十六条までの規定並びに第四十三条から第四十九条まで並びに第五十一条において準用する第五条から第十条まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十條、第二十二條から第二十五条まで及び第二十九條から」と、第二十五条中「第十四条」とあるのは「第五十一条において準用する第十四条」と、同条第四号及び第五号、第二十九條、第三十六條並びに第三十八條中「条例」とあるのは「条例第二十二条において準用する条例」と、同条第五号中「第九条第四項」とあるのは「第五十一条において準用する第九条第四項」と、同条第六号中「第十条第二項」とあるのは「第五十一条において準用する第十条第二項」と、同条第七号中「第十二条」とあるのは「第五十一条において準用する第十二条」と、第三十九條中「条例」とあるのは「条例第二十二条において準用する条例」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三十八条(第五十一条及び附則第十八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、第三十八条中五年間保存しなければならないこととされている記録のうちその完結の日から二年を経過しないものについても適用する。

3 みなし介護老人保健施設(介護老人保健施設であつて、その開設者が介護保険法施行法(平成九年法律第二百四十四号)第八条第一項の規定により当該介護老人保健施設について法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるものをいう。以下同じ。)であつて、平成四年九月三十日以前に老人保健施設として開設されたものについて、第三条第一項第二号の規定を適用する場合には、同号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

4 みなし介護老人保健施設であつて、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準(昭和六十三年厚生省令第一号。以下「老人保健施設基準」という。)附則第三条の規定の適用を受け介護老人保健施設的人员、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「厚生省令」という。)の施行の際老人保健施設として開設していたものの設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第四条第二項第一号(エレベーターに係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

5 みなし介護老人保健施設であつて、老人保健施設基準附則第一条第一項の規定の適用を受け厚生省令の施行の際老人保健施設として開設していたものの設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第四条第二項第四号イの規定は、適用しない。

6 平成十四年四月一日において現に医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の開設の許可を受けている病院の建物（平成十四年四月一日前から引き続き存するもの（同日において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同年四月二日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の療養病床若しくは一般病床又は医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十一号）附則第二条第三項第四号に規定する経過的其他の病床若しくは同項第五号に規定する経過的其他の療養型病床群に係る病床を転換して平成十八年三月三十一日までに開設され、又は増設された介護老人保健施設であつて第四条第二項第四号イの規定に適合しないもの当該転換に当たつて当該規定に適合させることが困難であつたものに限る。）の設備（当該転換に係る部分に限る。）については、同号イ中、「一・ハメートル」とあるのは、「一・ニメートル」と、「二・七メートル」とあるのは、「一・六メートル」とする。

7 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食室については、第三条第一項第二号中、「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

8 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食室については、第三条第一項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- 一 食事の提供に必要かつ支障がない広さを有するものとし、当該食堂と機能訓練室を合計した面積は、三平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。
- 二 機能訓練室の面積を四十平方メートル以上とした場合において、一平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上を有すること。

9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第四条第二項第一号中、「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

10 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第二項第四号イ及び第四十二条第二項第四号イ中、「一・ハメートル」とあるのは、「一・ニメートル」と、「二・七メートル」とあるのは、「一・六メートル」とする。

11 平成十七年十月一日前に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第三百十九号）による改正後の厚生省令第五章に規定する基準を満たすものにおける第四十一条第一項第一号イ②の規定の適用については、同号イ②中、「二平方メートル」に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

12 平成十八年四月一日において現に存する療養病床若しくは一般病床であつて、かつ、同日以後療養病床若しくは一般病床から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設における第四条第二項第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「一・ハメートル」とあるのは、「一・ニメートル」と、「二・七メートル」とあるのは、「一・六メートル」とする。

13 条例附則第四項に規定する一部ユニット型介護老人保健施設（以下、「一部ユニット型介護老人保健施設」という。）については、施行日以後最初の許可の更新までの間は、次項から附則第十八項までの規定によることができる。

14 一部ユニット型介護老人保健施設の従業者は、専ら当該一部ユニット型介護老人保健施設の職務

に従事する者でなければならない。ただし、入所者及び入居者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

15 一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備は、ユニット部分にあつては第四十一条及び第四十二条に、それ以外の部分にあつては第三条及び第四条に定めるところによる。

16 一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する基準は、次項並びに附則第十八項において準用する第五条から第十条まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十條、第二十二條から第二十五条まで及び第二十九條から第三十九條までに定めるもののほか、ユニット部分にあつては第三章（第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十八条及び第五十一条を除く。）に、それ以外の部分にあつては第十一条、第十三条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十七条及び第二十八条に定めるところによる。

17 一部ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
 - 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
 - 五 ユニット部分の入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - 六 ユニット部分以外の部分の入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - 七 施設の利用に当たつての留意事項
 - 八 非常災害対策
 - 九 その他の施設の運営に関する重要事項
- 18 第二章（第二条第三項、第三条、第四条、第十一条、第十三条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十六条から第二十八条までを除く。）の規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十六条に規定する運営規程」とあるのは「附則第十七項に規定する重要事項に関する規程」と、第二十四条第二項中「第七条から第十六条までの規定並びに第五条から」とあるのは「附則第七項並びに条例附則第八項において準用する条例第七条及び条例第九条から第十六条までの規定並びに附則第十六項並びに附則第十七項並びに附則第十八項において準用する第五条から第十條まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十二條から第二十五条まで及び第二十九條から」と、第二十五条中「第十四条」とあるのは「附則第十八項において準用する第十四条」と、同条第四号及び第五号、第二十九條、第三十

六条並びに第三十八条中「条例」とあるのは「条例附則第八項において準用する条例」と、同条第五号中「第九条第四項」とあるのは「附則第十八項において準用する第九条第四項」と、同条第六号中「第十条第二項」とあるのは「附則第十八項において準用する第十条第二項」と、同条第七号中「第二十二條」とあるのは「附則第十八項において準用する第二十二條」と、第三十九条中「条例」とあるのは「条例附則第八項において準用する条例」と読み替えるものとする。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の専用)

第二条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。

ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第三条 施設長は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に三年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 第二十一条第一項の生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第四条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(運営規程)

第五条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第六条 軽費老人ホームは、条例第四条第二項の計画について、当該軽費老人ホームの立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該軽費老人ホームの見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第四条に定めるもののほか、軽費老人ホームは、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(記録の整備)

第七条 軽費老人ホームは、入所者、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 入所者に提供するサービスに関する計画

二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第八条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 条例第十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

六 職員の勤務の体制についての記録

(設備)

第八条 条例第五条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活

動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行つたために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第五条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積は、二十一・六平方メートル(二の設備を除いた有効面積は、十四・八五平方メートル)以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、三十一・九平方メートル以上とすること。

二 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ニ 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 前項第一号の規定にかかわらず、十程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。)により構成される区画における設備の基準は、次に定めるところによる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル(二の設備を除いた有効面積は、十三・二平方メートル)以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十三・四五平方メートル以上とすること。

二 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあつては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 共同生活室

イ 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

ロ 必要な設備及び備品を備えること。

4 条例第五条及び前三項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

二 居室が二階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。

(職員)

第九条 条例第六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 施設長

二 生活相談員 入所者の数が百二十又はその端数を増すことに一以上

三 介護職員

イ 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十号）第九十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の数が三十以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法（当該職員の数除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、一以上

ロ 一般入所者の数が三十を超えて八十以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二以上

ハ 一般入所者の数が八十を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二に実情に応じた適当数を加えて得た数

四 栄養士 一以上

五 事務員 一以上

六 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合には、推定数による。

3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4 第一項第二号の生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 条例第六条第二項の規則で定める保健医療サービス又は福祉サービスは、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護とする。

6 条例第六条第二項の規定により軽費老人ホームに置かないことができる生活相談員及び介護職員の数は、それぞれ一人とし、同項ただし書に規定する場合において置かなければならない生活相談員又は介護職員のいずれかの職員の数は、一人とする。

7 第一項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第四号の栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。

9 条例第六条第四項の規則で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者

二 診療所 その他の従業者

10 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（入所申込者等に対する説明等）

第十条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第一項の規定による

文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの
- イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回路を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項の重要事項を電気通信回路を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに第一項の重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 軽費老人ホームは、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第三項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項の重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（対象者）

第十一条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なもの。

二 六十歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

（入退所）

第十二条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となつたと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第二十五項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十三条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料の受領）

第十四条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）

二 生活費（食料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

三 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）

四 居室に係る光熱水費

五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

3 第一項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

(サービス提供の方針)

第十五条 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第十六条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第十七条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定(介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。)の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、二日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第十八条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。)となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等(同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を受けられることができるよう努

う、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

第十九条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

(施設長の責務)

第二十条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を二元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に条例第四条、条例第七条から第十二条までの規定並びに第五条から第七条までの第十条から前条まで及び次条から第三十一条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第二十一条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業(同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。)又は介護予防支援事業(同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供者との連携を図ること。
- 二 条例第十条第一項に規定する苦情の内容及び記録を行うこと。
- 三 条例第十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあつては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十二条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十三条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十四条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第二十五条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第二十六条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(広告)

第二十七条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(サービスの改善等)

第二十八条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、県からの求めがあつた場合には、当該改善の内容

を県に報告するよう努めるものとする。

2 軽費老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行つ同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第二十九条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止等)

第三十条 条例第十一条第一項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行つこと。

(暴力団員等の排除)

第三十一条 条例第十二条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該軽費老人ホームの業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を統括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第七条(附則第二十項で準用する場合を含む。)の規定は、この規則の施行の日において、同条各号に掲げる記録のうちその完結の日から二年を経過しないものについても適用する。

3 この規則の施行の際現に軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)附則第二条第一号の軽費老人ホームA型として知事から指定されているものについては、第二条から第三十一条までの規定にかかわらず、次項から附則第二十項までに定めるところによる。

4 軽費老人ホームA型は、五十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

い。

5 条例附則第三項の居室、浴室、医務室及び調理室の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、原則として一人とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、六・六平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。

二 浴室 老人が入浴するのに適したものとすのほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三 医務室 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とするこ
と。

四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

6 条例附則第四項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 施設長

二 生活相談員

イ 生活相談員の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、二以上
生活相談員のうち一人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設さ
れていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が五十以下のものにあつては、この限りで
ない。

三 介護職員

イ 介護職員の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四以上
(2) 入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、
四に入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(3) 入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、十に実情に
応じた適当数を加えて得た数

ロ 介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。

四 看護職員

イ 入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、一以上

ロ 入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、二以上

五 栄養士 一以上

六 事務員 二以上

七 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

八 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

7 前項第二号から第四号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特
定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置
くべき生活相談員、介護職員及び看護職員は、次のとおりとする。

一 生活相談員 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、一以上

二 介護職員
イ 介護職員の数は、次のとおりとすること。

(1) 一般入所者の数が二十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 一般入所者の数が二十を超えて三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法
で、二以上

(3) 一般入所者の数が三十を超えて四十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法
で、三以上

(4) 一般入所者の数が四十を超えて八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法
で、四以上

(5) 一般入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法
で、四に一般入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数
以上

(6) 一般入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、十に実
情に応じた適当数を加えて得た数

ロ 一般入所者の数が四十を超える軽費老人ホームA型にあつては、介護職員のうち一人を主任
介護職員とすること。

三 看護職員
イ 一般入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、一以上

ロ 一般入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、二以上

8 前二項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数
による。

9 附則第六項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、
当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職

務に従事することができる。

10 附則第六項第二号及び附則第七項第一号の生活相談員(主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員)のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

11 附則第六項第三号口及び附則第七項第二号口の主任介護職員は、常勤の者でなければならない。

12 附則第六項第四号及び附則第七項第三号口の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

13 附則第六項第五号の栄養士は、常勤の者でなければならない。

14 附則第六項第六号の事務員のうち一人(入所定員が百十人を超える軽費老人ホームA型にあつては、二人)は、常勤の者でなければならない。

15 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。

16 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

17 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- 二 条例附則第五項において準用する条例第十条第二項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
- 三 条例附則第五項において準用する条例第十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

18 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

19 前二項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては介護職員が、前二項に規定する業務を行わなければならない。

20 第二条から第七条まで、第八条(第一項に限る。以下同じ。)、第十条から第十三条まで、第十四条(第一項第三号を除く。)、第十五条から第十八条まで、第二十条及び第二十一条から第三十一条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第六条から第八条まで、第三十条及び第三十一条中「条例」とあるのは「条例附則第五項において準用する条例」と、第十

四 条例第一項第六号中「軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活」とあるのは「日常生活」と、第二十条第二項中「第四条、条例第七条から第十二条までの規定並びに第五条から第七条まで、第十条から前条まで及び次条から第三十一条まで」とあるのは「附則第五項において準用する条例第四条及び条例第七条から第十二条までの規定並びに附則第十六項及び附則第十七項並びに附則第二十項において準用する第五条から第七条まで、第十条から第十三条まで、第十四条(第一項第三号を除く。)、第十五条から第十八条まで、第二十条及び第二十一条から第三十一条まで」とする。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十九日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の専用)

第二条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第三条 施設長は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第四条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(運営規程)

第五条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第六条 養護老人ホームには、条例第五条第二項の計画について、当該養護老人ホームの立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該養護老人ホームの見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第五条に定めるもののほか、養護老人ホームは、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備
- 二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(記録の整備)

第七条 養護老人ホームは、入所者、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 処遇計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 条例第九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 条例第十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録
- 六 職員の勤務の体制についての記録

(規模)

第八条 養護老人ホームは、二十人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、十人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第九条 条例第六条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋

建ての建物とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第六条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、二人とすることができる。

ロ 階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室

イ 医務室又は職員室に近接して設けること。

ロ 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ハ イ及びロに定めるもののほか、前号ロ、ニ及びホに定めるところによること。

三 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

四 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

五 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

3 条例第六条及び前二項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

- 一 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 三 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員)

第十条 条例第七条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 生活相談員

イ 常勤換算方法(当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、入所者の数が三十又はその端数を増すことに一以上とすること。

ロ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すことに一人以上を主任生活相談員とすること。

四 支援員

イ 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であつて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)第一条第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十号)第九十六条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が十五又はその端数を増すことに一以上とすること。

ロ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

五 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、入所者の数が百又はその端数を増すことに一以上

六 栄養士 一以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項(第一号、第二号、第六号及び第七号を除く。)の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の七割を超える養護老人ホーム(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次の各号に定めるところによる。

一 生活相談員

イ 常勤換算方法で、一に、入所者の数が三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上とすること。

ロ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すことに一人以上を主任生活相談員とすること。

二 支援員

イ 常勤換算方法で、別表の上欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる支援員の数以上とすること。

ロ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

三 看護職員

イ 入所者の数が百を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二以上とすること。

ロ 入所者の数が百を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二に、入所者の数が百を超えて百又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上とすること。

3 前二項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第一項第三号ロ又は第二項第一号ロの主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

6 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。

7 第一項第四号ロ又は第二項第一号ロの主任支援員は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第一項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。

9 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く)を要する。

く)を行わせなければならない。

10 条例第七条第三項の規則で定める者は、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- 二 病院(病床数が百以上のものに限る。) 栄養士
- 三 診療所 事務員その他の従業者

(入退所)

第十一条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居室において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居室において日常生活を営むことができるか認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を助案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)

第十二条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を助案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を助案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第十三条 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第十四条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時

間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第十五条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。)(の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

7 養護老人ホームは、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

(居室サービスの利用)

第十六条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。)となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居室サービス等(同法第二十三条に規定する居室サービス等をいう。以下同じ。)を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第十七条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

第十八条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に条例第五条及び条例第八条から第十三条までの規定並びに第五条から第七条ま

で、第十一条から前条まで及び次条から第二十六条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第十九条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二十八項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二十八項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 二 条例第十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
- 三 条例第十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあつては、主任支援員が前二項に掲げる業務を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第二十条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たつては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第二十一条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す

る委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第二十二条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。(処遇の改善等)

第二十三条 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあつた場合には、当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。

2 養護老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行つ同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第二十四条 養護老人ホームは、その運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たつては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止等)

第二十五条 条例第十二条第一項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行つこと。

(暴力団員等の排除)

第二十六条 条例第十三条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該養護老人ホームの業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を統括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第七条の規定は、この規則の施行の日において、同条各号に掲げる記録のうちその完結の日から二年を経過しないものについても適用する。

3 昭和四十一年十月一日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第八条並びに第九条第二項第一号八及び第三項第一号の規定は、当分の間、適用しない。

4 平成十八年四月一日前から引き続き存する養護老人ホーム(同日において建築中であつたものを含む。以下同じ。)における第九条第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、二人とすることができる」とあるのは、当該養護老人ホームが昭和六十二年三月九日前から引き続き存する場合には「原則として四人以下とする」と、それ以外の場合にあつては「原則として二人以下とする」とする。

5 平成十八年四月一日前から引き続き存する養護老人ホームにおける第九条第二項第一号八の規定の適用については、同号八中「十・六五平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、三・三平方メートル」とする。

別表(第十条関係)

| | |
|-----------|-------|
| 一般入所者の数 | 支援員の数 |
| 二十以下 | 四 |
| 二十一以上三十以下 | 五 |
| 三十一以上四十以下 | 六 |
| 四十一以上五十以下 | 七 |
| 五十一以上六十以下 | 八 |

| | |
|-------------|--|
| 六十一以上七十以下 | 十 |
| 七十一以上八十以下 | 十一 |
| 八十一以上九十以下 | 十二 |
| 九十一以上百以下 | 十四 |
| 百一以上百十以下 | 十四 |
| 百十一以上百二十以下 | 十六 |
| 百二十一以上百三十以下 | 十八 |
| 百三十一以上 | 十八に、入所者の数が百三十一を超えて又はその端数を増すごとに二を加えて得た数 |

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 特別養護老人ホーム(第二条・第二十九条)
- 第三章 ユニット型特別養護老人ホーム(第三十条・第三十九条)
- 第四章 地域密着型特別養護老人ホーム(第四十条・第四十五条)
- 第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第四十六条・第四十九条)

附 則
第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 特別養護老人ホーム

(設備の専用)

第二条 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この章(第九条第一項第四号イを除く。)、第三十条、第四十一条第三項第六号、第四十二条第七項第一号及び第四十六条において同じ。)の設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第三条 施設長は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第四条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又はユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第五条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容及び費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第六条 特別養護老人ホームは、条例第五条第二項の計画について、当該特別養護老人ホームの立地

条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該特別養護老人ホームの見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第五条に定めるもののほか、特別養護老人ホームは、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備
- 二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(記録の整備)

第七条 特別養護老人ホームは、入所者、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 入所者の処遇に関する計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 条例第九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 条例第十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 六 職員の勤務の体制についての記録

(設備)

第八条 条例第六条第一項ただし書の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物とする。

- 一 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第五条第二項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第五条第二項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- 八 火災時における避難、消火等の協力を得ることができよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第六条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建て

の建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第六条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、四人以下とすることができる。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

ト 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

チ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室

イ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

ロ イに定めるもののほか、前号ロ及びニからチまでに定めるところによること。

三 浴室

四 洗面設備

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

七 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

八 介護職員室

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ 必要な備品を備えること。

九 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。

ロ 必要な備品を備えること。

4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等

については、この限りでない。

一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第百十二条第一項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

5 条例第六条及び前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とする。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には、手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(職員)

第九条 条例第七条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 四 介護職員又は看護職員

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法(当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の場合は、次のとおりとすること。

- (1) 入所者の数が三十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二以上
- (3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、三以上
- (4) 入所者の数が百三十を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

- 五 栄養士 一以上
 - 六 機能訓練指導員 一以上
 - 七 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

- 3 第一項第一号の施設長及び同項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 4 第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第六号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

6 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設

設の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(サービスマ提供困難時の対応)

第十条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第十一条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十三項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(同項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を助案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供者との密接な連携に努めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

第十二条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を助案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を助案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第十三条 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(介護)

第十四条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 特別養護老人ホームは、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭ししなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 特別養護老人ホームは、褥瘡^{じょそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 特別養護老人ホームは、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)
第十五条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^{しごう}を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)
第十六条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)
第十七条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)
第十八条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)
第十九条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)
第二十条 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(施設長の責務)
第二十一条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に条例第五条及び条例第八条から第十三条までの規定並びに第五条から第七条まで及び第十条から第二十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)
第二十二条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十三条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十四条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第二十五条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(処遇の改善等)

第二十六条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。

(地域との連携等)

第二十七条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協

力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止等)

第二十八条 条例第十二条第一項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(暴力団員等の排除)

第二十九条 条例第十三条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該特別養護老人ホームの業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

第三章 ユニット型特別養護老人ホーム

(職員の専従)

第三十条 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員(第三十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第三十一条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(設備)

第三十二条 条例第十六条第一項ただし書の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満た

す二階建て又は平屋建ての建物とする。

一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第十九条において準用する条例第五条第二項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第十九条において準用する条例第五条第二項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第十六条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第十六条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 地階に設けてはならないこと。

(4) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(イ) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十

一・三平方メートル以上を標準とすること。

(ロ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(7) 床面積の四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(9) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 地階に設けてはならないこと。

(3) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(4) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室

イ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

4 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当す

る建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

一 ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャードで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 条例第十六条及び前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。
- 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 三 廊下及び階段には手すりを設けること。
- 四 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（サービスの取扱方針）

第三十三条 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たつて、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（介護）

第三十四条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、や

むを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第三十五条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（生活上の便宜の提供等）

第三十六条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行つこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行つことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わつて行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
(勤務体制の確保等)

第三十七条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十八条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第三十九条 第二条、第三条、第六条、第七条、第九条から第十二条まで、第十六条、第十八条から第二十一条まで及び第二十四条から第二十九条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第六条、第七條第四号及び第五号、第九条第一項、第二十八条及び第二十九条中「条例」とあるのは「条例第十九条において準用する条例」と、第七條第三号中「第九條第二項」とあるのは「第十八條第二項」と、第二十一条第二項中「第五條及び条例第八條から第十三條までの規定並びに第五條から第七條まで及び第十條から第二十九條まで」とあるのは「第十七條及び条例第十八條並びに条例第十九條において準用する条例第五條及び条例第十條から第十三條までの規定並びに第三十一条及び第三十三條から第三十八條まで並びに第三十九條において準用する第六條、第七條、第十條から第十二條まで、第十六條、第十八條から第二十一条まで及び第二十四條から第二十九條まで」と読み替えるものとする。

第四章 地域密着型特別養護老人ホーム

(職員の専従)

第四十条 地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該地域密着型特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、ユニット型特別養護老人ホーム又はユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(設備)

第四十一条 条例第二十一条ただし書の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物とする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二十三条において準用する条例第五條第二項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第二十三条において準用する条例第五條第二項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第二十一条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第二十一条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認められた場合は、四人以下とすることができる。

口 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

ト 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

チ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室

イ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

ロ イに定めるもののほか、前号ロ及びニからチまでに定めるところによること。

三 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

六 医療室 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医療室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることとする。

七 調理室

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

ロ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることとする。

八 介護職員室

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ 必要な備品を備えること。

九 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。

ロ 必要な備品を備えること。

4 居室、静養室等は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 条例第二十一条及び前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には、手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

6 本施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(職員)

第四十二条 条例第二十二條第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 施設長

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 一以上
四 介護職員又は看護職員

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、一以上とすること。

五 栄養士 一以上

六 機能訓練指導員 一以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

4 第一項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

5 第一項第四号の介護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

7 条例第二十二条第三項の規則で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

三 病院（病床数が百以上のものに限る。） 栄養士

四 診療所 事務員その他の従業者

8 第一項第六号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができ。

9 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下、「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下、「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模

多機能型居宅介護事業所（以下、「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが条例第二十二条及び前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。（介護）

第四十三条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡じよくさが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 地域密着型特別養護老人ホームは、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（地域との連携等）

第四十四条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(準用)

第四十五条 第二条、第三条、第五条から第七条まで、第十条から第十三条まで、第十五条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第六条、第七条第三号から第五号まで、第二十八条及び第二十九条中「条例」とあるのは「条例第二十三条において準用する条例」と、第二十一条第二項中「第五条及び条例第八条から第十三条までの規定並びに第五条から第七條まで及び第十条から第二十九条まで」とあるのは「第二十三条において準用する条例第五条及び条例第八条から第十三条までの規定並びに第四十三条及び第四十四条並びに第四十五条において準用する第五条から第七條まで、第十条から第十三条まで、第十五条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条」と読み替えるものとする。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

(職員の専従)

第四十六条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員(第四十九条において準用する第三十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(設備)

第四十七条 条例第二十五条第一項ただし書の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物とする。

一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二十六条において準用する条例第五条第二項に規定する計画に入居者の円滑か

つ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第二十六条において準用する条例第五条第二項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第二十五条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第二十五条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 地階に設けてはならないこと。

(4) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

- (6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けると。
 - (7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
 - (8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - (9) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- ク 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (2) 地階に設けてはならないこと。
 - (3) 一 共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居人員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (4) 必要な設備及び備品を備えること。
- ハ 洗面設備

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- ニ 便所
- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

- 二 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 医務室 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることとする。

- 四 調理室
- イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - ロ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

4 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当す

- る建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
- 一 ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。
- 二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- 三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

- 5 条例第二十五条及び前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- 一 廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
 - 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 三 廊下及び階段には手すりを設けること。
 - 四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

- 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 6 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

- (介護)
- 第四十八条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、

排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)
第四十九条 第二条、第三条、第六条、第七条、第十条から第十二条まで、第十六条、第十八条から第二十一条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三條、第三十五条から第三十八条まで、第四十二条及び第四十四条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第六条、第七条第四号及び第五号、第二十八条、第二十九条及び第四十二条中「条例」とあるのは、「条例第二十六条において準用する条例」と、第七条第三号中「第九條第二項」とあるのは、「第二十六条において準用する条例第十八條第二項」と、第二十一条第二項中「第五條及び條例第八條から第十三條までの規定並びに第五條から第七條まで及び第十條から第二十九條まで」とあるのは、「第二十六条において準用する条例第五條、條例第十條から第十三條まで、條例第十七條及び條例第十八條の規定並びに第四十八條並びに第四十九條において準用する第六條、第七條、第十條から第十二條まで、第十六條、第十八條から第二十一条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八條、第二十九條、第三十一条、第三十三條、第三十五条から第三十八条まで及び第四十四條」と読み替えるものとする。

附 則
(施行期日)
1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 第七條(第三十九條、第四十五條、第四十九條及び附則第十七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」といふ。)において、第七條各号に掲げる記録のうちその完結の日から二年を経過しないものについても適用する。

3 この規則の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について第八條第三項第一号及び第四十一條第三項第一号イの規定を適用する場合には、これらの規定中「一人とすること」ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とすること」とする。

4 前項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。 附則第六項において同じ。)について第八條第三項第一号及び第四十一條第三項第一号の規定を適用する場合には、第八條第三項第一号イ及び第四十一條第三項第一号イ中「一人とすること。 ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、四人以下とすることができる」とあるのは「原則として四人とすること」と、第八條第三項第一号八及び第四十一條第三項第一号八中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

5 前二項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前から引き続き存する特別養護老人ホームについて第八條第三項第一号イ及び第四十一條第三項第一号イの規定を適用する場合には、これらの規定中「一人とすること。 ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「八人」とする。

6 平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物については、第八條第三項第九号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)及び第四十一條第三項第九号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。

7 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四條第二項に規定する病床に係るものに限る。 以下この項及び附則第九項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第八條第三項第九号イ及び第四十一條第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートル以上入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。 ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確

保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

8 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第八条第三項第九号イ及び第四十一条第三項第九号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第八条第五項第一号、第三十二条第五項第一号、第四十一条第五項第一号及び第四十七条第五項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

10 平成十四年八月七日前から引き続き存する特別養護老人ホーム(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であつて、同日において特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第百七号。以下「平成十四年一部改正省令」という。)による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三章(第三十五条第四項第一号イ(4)及び同号ロ(3)を除く。)に規定する基準を満たすものについて、第三十二条第三項第一号ロ(3)の規定を適用する場合には、同号ロ(3)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの

入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

11 平成十八年四月一日において平成十四年一部改正省令附則第二条第二項の規定の適用を受けていた特別養護老人ホームに係る第四十七条第三項第一号ロ(3)の規定の適用については、同号ロ(3)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

12 条例附則第四項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホーム(以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。)については、施行日以後最初の指定(同項に規定する指定をいう。)の更新までの間は、次項から附則第十七項までの規定によることができる。

13 一部ユニット型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者及び入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

14 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備は、ユニット部分にあつては第三十二条に、それ以外の部分にあつては第八条に定めるところによる。

15 一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準は、次項及び附則第十七項において準用する第二条、第三条、第六条、第七条、第九条から第十二条まで、第十六条、第十八条から第二十一条まで及び第二十四条から第二十九条までに定めるもののほか、ユニット部分にあつては第三章(第三十条、第三十一条、第三十二条及び第三十九条を除く。)に、それ以外の部分にあつては第十三条から第十五条まで、第十七条、第二十一条及び第二十三条に定めるところによる。

16 一部ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営に関する重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
 - 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
 - 五 ユニット部分において提供するサービスの内容及び費用の額
 - 六 ユニット部分以外の部分において提供するサービスの内容及び費用の額
 - 七 施設の利用に当たつての留意事項
 - 八 非常災害対策
 - 九 その他施設の運営に関する重要事項
- 17 第一条、第三条、第六条、第七条、第九条から第十二条まで、第十六条、第十八条から第二十一条まで及び第二十四条から第二十九条までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて

準用する。この場合において、第六条、第七条第四号及び第五号、第九条第一項、第二十八条及び第二十九条中「条例」とあるのは「条例附則第八項において準用する条例」と、第七条第三号中「第九条第二項」とあるのは「附則第七項」と、第二十一条第二項中「第五条及び条例第八号から第十三条までの規定並びに第五条から第七号まで及び第十号から第二十九号まで」とあるのは「附則第七項及び条例附則第八項において準用する条例第五条及び条例第十号から第十三条までの規定並びに附則第十五項及び附則第十六項並びに附則第十七項において準用する第六条、第七条、第九条から第十二条まで、第十六条、第十八号から第二十一条まで及び第二十四条から第二十九号まで」とする。

(東日本大震災復興特別区域法に係る職員の特例)

18 条例附則第九項の知事の認定を受けた特別養護老人ホームは、医師を置かない場合においては、看護職員の一人に、入所者又は入居者に対する健康管理及び療養上の世話に關して、介護職員及び看護職員を統括させ、及び連携先の病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は他の指定介護老人福祉施設との密接な連携の確保に努めさせなければならない。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準等を定める条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 訪問介護

第一節 指定訪問介護(第二条、第三十二条)

第二節 基準該当訪問介護(第三十四条)

第三章 訪問入浴介護

第一節 指定訪問入浴介護(第三十五条、第四十二条)

第二節 基準該当訪問入浴介護(第四十三条)

第四章 訪問看護(第四十四条、第五十五条)

第五章 訪問リハビリテーション(第五十六条、第六十一条)

第六章 居宅療養管理指導(第六十二条、第六十七条)

第七章 通所介護

第一節 指定通所介護(第六十八条、第七十九条)

第二節 指定療養通所介護(第八十条、第九十五条)

第三節 基準該当通所介護(第九十六条)

第八章 通所リハビリテーション(第九十七条、第一百五号)

第九章 短期入所生活介護

第一節 指定短期入所生活介護(第一百六条、第二百二十五条)

第二節 ユニット型指定短期入所生活介護(第一百二十六条、第一百三十五条)

第三節 基準該当短期入所生活介護(第一百三十六条、第四百条)

第十章 短期入所療養介護

第一節 指定短期入所療養介護(第一百四十一条、第一百五十四条)

第二節 ユニット型指定短期入所療養介護(第一百五十五条、第一百六十三条)

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 指定特定施設入居者生活介護(第一百六十四条、第一百八十二条)

第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(第一百八十三条、第一百九十条)

第十二章 福祉用具貸与

第一節 指定福祉用具貸与(第一百九十一条、第二百二条)

第二節 基準該当福祉用具貸与(第二百三条)

第十三章 特定福祉用具販売(第二百四条、第二百十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

第二章 訪問介護

第一節 指定訪問介護

(訪問介護員等)

第二条 条例第六号第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、二・五以上とする。

2 条例第六条第二項の規定で定める員数は、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すことに一人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、介護福祉士その他知事が定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所と同一の敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 条例第六条第三項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年宮城県規則第三十六号。以下「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第二条第三項及び第四項に規定する基準を満たすことをもつて前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）
 第三条 指定訪問介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十二条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定によ

る文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（サービス提供困難時の対応）

第五条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通

常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならぬ。

(受給資格等の確認)

第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同じ。）として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十一条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（省令第六十四条第一号八及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第十二条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十三条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第十五条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額（法第

四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第十六条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）

第十七条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

（訪問介護計画の作成）

第十八条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「訪問介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成しなければならない。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

（利用者に関する市町村への通知）

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第二十条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第二十一条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、第十八条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- 三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- 四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- 六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第二十二條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第二十三條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第二十四條 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第二十五條 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第二十六條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(利用者等の個人情報の取扱い)

第二十七條 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第二十八條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(調査への協力等)

第二十九條 指定訪問介護事業者は、できる限り、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三條の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五條第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六條第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。

(地域との連携)

第三十條 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第三十一條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十二条 指定訪問介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、

次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

二 条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 訪問介護計画

四 第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

六 従業者の勤務の体制についての記録

七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関(市町村(法第四十一条第十項の規定によ

り審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合)にあつては、国民健

康保険団体連合会)をいう。以下同じ。)に提出した記録

(暴力団員等の排除)

第三十三条 条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、

当該指定訪問介護事業所の業務に関し一切の裁判上の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括

する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

第二節 基準該当訪問介護

(基準該当訪問介護に関する基準)

第三十四条 条例第十八条第一項の規則で定める場合は、次のいずれにも該当する場合とする。

一 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定訪問介護のみによつ

ては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する

場合

二 当該訪問介護が、法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第四十七条第

一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づ

いて提供される場合

三 当該訪問介護が、条例第十八条第三項において準用する条例第六条第二項に規定するサービス

提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問

介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

2 前節(第二条第三項から第五項まで、第十条、第十五条第一項、第二十三条及び第二十九条第一

項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二条第

一項中「常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者

が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算

する方法をいう。以下同じ。)で、「二・五」とあるのは、「三人」と、同条第二項中「利用者(当該

指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事

業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)にあつて

は、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同

じ。)の数が四十又はその端数を増すことに一人以上とする。この場合において、当該サービス提

供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる」とあるのは

「一人以上とする」と、第三条中「常勤の者」とあるのは、「者」と、第十四条第一項中「内容、当

該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護

サービス費の額」とあるのは、「内容」と、第十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない

指定訪問介護」とあるのは、「基準該当訪問介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」

と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは、「基準該当訪問介

護」と、第三十二条第一号及び第二号中「条例」とあるのは、「条例第十八条第三項において準用す

る条例」と、同条第四号中「第十四条第二項」とあるのは、「第三十四条第二項において準用する第

十四条第二項」と、同条第五号中「第十九条」とあるのは、「第三十四条第二項において準用する第

十九条」と、第三十三条中「条例」とあるのは、「条例第十八条第三項において準用する条例」と読

み替えるものとする。

第三章 訪問入浴介護

第一節 指定訪問入浴介護

第三十五条 条例第二十一条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 一以上

二 介護職員 二以上

2 前項各号に掲げる従業者(以下「訪問入浴介護従業者」という。)のうち一人以上は、常勤でな

ければならない。

3 条例第二十一条第二項に規定する場合には、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第

三十五条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項に規定する基準を満たしているものとみ

なすことができる。

(利用料等の受領)

第三十六条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第三十七条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。

二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体状況が安定していること等の理由により、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

五 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品

については、サービスの提供ことに消毒したものを使用する。

(緊急時等の対応)

第三十八条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第三十九条 指定訪問入浴介護事業者の管理者は、指定訪問入浴介護事業者の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業者の従業者に条例第二十三条並びに条例第二十四条において準用する条例第九条及び条例第十二条から第十六条までの規定並びに第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第四条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条から第三十一条まで及び第三十三条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第四十条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第四十一条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第二十四条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

二 条例第二十四条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して

採った処置についての記録

三 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
四 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

五 従業者の勤務の体制についての記録

六 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(準用)

第四十二条 第三条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条から第三十一条まで及び第三十三条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「第二十二条」とあるのは、「第四十条」と、第二十五条第二項中「設備及び備品等」とあるのは、「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十三条中「条例」とあるのは、「条例第二十四条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当訪問入浴介護

(基準該当訪問入浴介護に関する基準)

第四十三条 第三条から第九条まで、第十一条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条から第二十八条まで、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条、第三十三条及び前節(第三十五条第二項及び第三項、第三十六条第一項並びに第四十二条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第三条中「常勤の者」とあるのは「者」と、第四条第一項中「第二十二條」とあるのは「第四十三條において準用する第四十条」と、第十四条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十五条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十三条及び第三十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十六条第一項において準用する条例」と、第三十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四十一条第一号及び第二号中「第二十四條」とあるのは「第二十六条」と、同条第三号及び第四号中「次条」とあるのは「第四十三條」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(従業者)

第四十四条 条例第二十九条第一項の規則で定める員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

- 一 指定訪問看護ステーション
 - イ 看護職員 常勤換算方法で、二・五以上
 - ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数のとする。
- 二 指定訪問看護を担当する医療機関 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。

2 前項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。
3 条例第二十九条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第四十四条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第四十五条 指定訪問看護ステーションの管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第四十六条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第四十七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第四十八条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第四十九条 条例第二十九条第一項の看護師等(以下この章において「看護師等」という。)の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第五十一条第一項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。
- 四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

(主治の医師との関係)

第五十条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われ

るよう必要な管理をしなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもつて代えることができる。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第五十一条 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画書(以下「訪問看護計画書」という。)を作成しなければならない。

2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

7 前条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

第五十二条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求め等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第五十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければなら

い。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第五十四条 指定訪問看護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第三十三条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 二 条例第三十三条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 三 第五十条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
- 四 訪問看護計画書
- 五 訪問看護報告書
- 六 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 七 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録
- 八 従業者の勤務の体制の記録
- 九 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(準用)

第五十五条 第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条から第三十一条まで、第三十三条及び第三十九条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第四条第一項中「第二十二条」とあるのは「第五十三条」と、第八条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第三十三条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第五章 訪問リハビリテーション
(利用料等の受領)

第五十六条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハ

ビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第五十七条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
- 四 それぞれの利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第五十八条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下、訪問リハビリテーション計画)

という。)を作成しなければならない。

2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(運営規程)

第五十九条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第六十条 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第三十九条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

二 条例第三十九条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 訪問リハビリテーション計画

四 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

六 従業者の勤務の体制についての記録

七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録(準用)

第六十一条 第四条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条及び第四十七条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中

「訪問介護員等」とあるのは、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第四条第一項中「第二十一条」とあるのは、「第五十九条」と、第八条中「心身の状況」とあるのは、「心身の状況、病歴」と、第三十三条中「条例」とあるのは、「条例第三十九条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第六章 居宅療養管理指導

(従業者)

第六十二条 条例第四十二条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

イ 医師又は歯科医師 一以上

ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所に有する薬剤師 一以上

三 指定訪問看護ステーション等である指定居宅療養管理指導事業所に有する看護職員 一以上

(利用料等の受領)

第六十三条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第六十四条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要なる情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。
- 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。
- 三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
- 四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると思われる場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要なる情報提供又は助言を行う。
- 五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- 六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
- 七 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。
- 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
 - 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

3 看護職員が行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要なる情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
- 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- 三 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

(運営規程)

第六十五条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」といふ。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- 五 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第六十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第四十五条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 二 条例第四十五条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - 三 三条において準用する第十四条第一項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 四 四条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録
 - 五 従業者の勤務の体制についての記録
 - 六 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録
- (準用)

第六十七条 第四条から第八条まで、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十四条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条及び第四十七条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは、「第六十二条各号に掲げる従業者」と、第四条第一項中「第二十一条」とあるのは、「第六十五条」と、第八条中「心身の状況」とあるのは、「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十三条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは、「利用者」と、第三十三条中「条例」とあるのは、「条例第四十五条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第七章 通所介護

第一節 指定通所介護

(従業者)

第六十八条 条例第四十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数
- 二 看護職員 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この章において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2 当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごと、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定

通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8 条例第四十八条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第六十六条第二項から第七項までに規定する基準を満たすことをもつて第二項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第六十九条 条例第四十九条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

2 条例第四十九条第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 条例第四十九条第二項に規定する場合は、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第六十七条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第七十条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

三 食事の提供に要する費用

四 おむつ代

五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第三号に掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第七十一条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

二 第六十八条第一項各号に掲げる従業者(以下「通所介護従業者」という。)は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス

の提供を行う。

四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(通所介護計画の作成)

第七十二条 指定通所介護事業者の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下「通所介護計画」という。)を作成しなければならない。

2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(運営規程)

第七十三条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定通所介護の利用定員

五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第七十四条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第七十五条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第七十六条 指定通所介護事業者は、条例第五十一条の計画について、当該指定通所介護事業所の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定通所介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第五十一条に定めるもののほか、指定通所介護事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(衛生管理等)

第七十七条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第七十八条 指定通所介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第五十二条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

二 条例第五十二条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 通所介護計画

四 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

六 従業者の勤務の体制についての記録

七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(準用)

第七十九条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条及び第三十九条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第四条中「第二十一条」とあるのは「第七十二条」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第二節 指定療養通所介護

(従業者)

第八十条 条例第五十五条の規則で定める員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下「療養通所介護従業者」という。）が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第八十一条 指定療養通所介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師であつて、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(利用定員)

第八十二条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を九人以下とするものとする。

(設備)

第八十三条 条例第五十六条に規定する専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じ

た面積以上とするものとする。

2 条例第五十六条に規定する設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第八十四条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第九十一条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第八十九条第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第九十二条第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。
(心身の状況等の把握)

第八十五条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。
(居宅介護支援事業者等との連携)

第八十六条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第八十七条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 二 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行つたことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行う。
- 四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図る。
- 五 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつづ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(療養通所介護計画の作成)

第八十八条 指定療養通所介護事業者の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等をはじめとする療養通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下「療養通所介護計画」という。)を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書等(訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第十七条第一項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書等の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業者の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業者の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従つたサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
(緊急時等の対応)

第八十九条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるように配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第九十二条第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。（管理者の責務）

第九十条 指定療養通所介護事業者の管理者は、指定療養通所介護事業者の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業者の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるように、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業者の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業者の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業者の管理者は、当該指定療養通所介護事業者の従業者に条例第五十七条の規定及び第八十四条から第九十五条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第九十一条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 営業日及び営業時間

四 指定療養通所介護の利用定員

五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 その他運営に関する重要事項

（緊急時対応医療機関）

第九十二条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接してなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第九十三条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第九十四条 指定療養通所介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第五十七条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

二 条例第五十七条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して

採った処置についての記録

三 療養通所介護計画

四 前条第二項に規定する検討の結果についての記録

五 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

六 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(準用)

第九十五条 第五条から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第七十条(第三項第二号を除く。)及び第七十四条から第七十七条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、第七十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当通所介護

(基準該当通所介護に関する基準)

第九十六条 第三条から第九条まで、第十一条、第十二条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十六条から第二十八条まで、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十九条及び第一節(第六十八条第七項及び第八項、第六十九条第三項、第七十条第一項並びに第七十九条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条中「常勤の者」とあるのは「者」と、第四条第一項中「第二十二条」とあるのは「第七十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十四条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十條及び第二十六條中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十三條、第六十八條第一項及び第六十九條第一項中「条例」とあるのは「条例第五十九條第一項において準用する条例」と、同項第一号中「食堂及び機能訓練室」とあるのは「食事を行う場所及び機能訓練を行う場所」と、同項第二号中「相談室」とあるのは「生活相談を行う場所」と、第七十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第七十一条第二号中

「第六十八条」とあるのは「第九十六条第一項において準用する第六十八条」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第五十九条第一項において準用する条例」と、第七十八条第一号及び第二号中「第五十二条」とあるのは「第五十九条」と、同条第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第九十六条第一項」と読み替えるものとする。

2 条例第五十九条第二項に規定する場合には、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第七十九条第一項において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第六十六条第二項から第六項までに規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第六十八条第二項から第六項までに規定する基準を、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第七十九条において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第六十七条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって前項において読み替えて準用する第六十九条第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八章 通所リハビリテーション

(従業者)

第九十七条 条例第六十二条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者、以下この章において同じ。)の数が十人以上の場合には、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すことに一以上確保されていること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次

のとおりとすることができる。

一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合には、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一年以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。

3 第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。
4 条例第六十二条第二項に規定する場合には、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第八十条第二項及び第三項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第九十八条 条例第六十三条第一項の専用の部屋等は、三平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を乗じた面積以上のものでなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合には、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2 条例第六十三条第二項に規定する場合には、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第八十一条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第九十九条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 第九十七条第一項各号に掲げる従業者(以下「通所リハビリテーション従業者」という。)は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はそ

の家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第一百条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下「通所リハビリテーション計画」という。)を作成しなければならない。

2 通所リハビリテーション計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該居室サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。

(管理者等の責務)

第一百一条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者に条例第六十四条及び条例第六十五条の規定並びに第九十九条から第二百五条までの規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第一百二条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定通所リハビリテーションの利用定員

五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第百三条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第百四条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第六十五条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

二 条例第六十五条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 通所リハビリテーション計画

四 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

六 従業者の勤務の体制についての記録

七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(準用)

第百五条 第四条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第四十七条、第七十条及び第七十四条から第七十六条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準

用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは、「通所リハビリテーション従業者」と、第四条中「第二十二条」とあるのは、「第百二条」と、第八条中「心身の状況」とあるのは、「心身の状況、病歴」と、第三十三条中「条例」とあるのは、「条例第六十五条において準用する条例」と、第七十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは、「通所リハビリテーション従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは、「条例第六十五条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

第一節 指定短期入所生活介護

(従業者)

第百六条 条例第六十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 一人以上

二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一人以上

三 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一人以上

四 栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業の実情に応じた適當数

2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき短期入所生活介護従業者(前項各号に掲げる従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 条例第六十八條第二項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十條第二項から第六項までに規定する基準を満たすことをもって、第二項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第百七條 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、前條第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。)とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの人所定員と同数を上限とする。

4 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十一條第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第百八條 条例第六十九條第一項ただし書の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物とする。

一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第七十二條において準用

する条例第五十一條に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第七十二條において準用する条例第五十一條に規定する訓練については、同條に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第六十九條第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行つために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第六十九條第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

4 前三項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりと

する。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とする。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜を緩やかにすること。

四 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

5 条例第六十九条第五項の規則で定める施設は、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を受けている施設とする。

6 条例第六十九条第七項に規定する場合は、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十二条第三項及び第四項に規定する基準を満たすことをもって、第三項及び第四項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第九十条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二百一十一条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 第四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第一百十条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第一百一十一条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅

介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費用を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(知事が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者へ負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第一百一十二条 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨

とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

第百十三条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、短期入所生活介護のサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「短期入所生活介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(介護)

第百十四条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百十五条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食

事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第百十六条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第百十七条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第百十八条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百十九条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第百二十条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第百二十一条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員（第百六条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）

四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の送迎の実施地域

六 サービス利用に当たっての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策
九 その他運営に関する重要事項
(定員の遵守)

第二百二十二条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第六十六条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(地域等との連携)

第二百二十三条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第二百二十四条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第七十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 二 条例第七十二条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 条例第七十二条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 短期入所生活介護計画

五 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

六 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(準用)

第二百五十五条 第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十四条、第七十六条及び第七十七条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十六条中

「訪問介護員等」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、第七十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第二節 ユニット型指定短期入所生活介護

(設備及び備品等)

第二百二十六条 条例第七十五条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第三十四条において同じ。)(の数の上限をいう。以下この章において同じ。)は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

二 便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とする。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜を緩やかにすること。

四 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

3 条例七十五条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第二百二十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定

により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第二百二十八条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たつて、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(介護)

第二百二十九条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

| | |
|--|---|
| <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業員以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第百三十条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第百三十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百三十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事</p> | <p>項に関する規程を定めおかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 利用定員(第百六条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第百六条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の送迎の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たつての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百三十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めおかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める人員配置を行わなければならない。</p> <p>一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する人員として配置すること。</p> <p>三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第百三十五条において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第百三十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し</p> |
|--|---|

て同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 第六十六条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第三百三十五条 第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、

第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十六条、第七十七条、第六十六条、

第七十七条(第三項を除く)、第八十条第一項、第二項及び第五項、第九十条、第一百零三条、第一百三

条、第一百六条から第一百八条まで、第二十條、第二十三條並びに第二十四條の規定は、ユ

ニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十六条中、「訪問

介護員等」とあるのは、「第三百三十五条において準用する第六十六条第一項各号に掲げる従業者」と、

第三十三条、第七十六条及び第六十六条第一項中、「条例」とあるのは、「条例第七十七条において準用

する条例」と、同条第七項中、「第六十八条第二項」とあるのは、「第七十七条において準用する条例

第六十八条第二項」と、「第九十条第一項から第六項まで」とあるのは、「第一百七十七条において準用

する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十条第二項から第六項まで」と、第一百七条第四

項中、「第九十一条第一項及び第二項」とあるのは、「第一百七十七条において準用する指定介護予防サー

ビス等基準条例施行規則第九十一条第一項及び第二項」と、第八十条第一項中、「第六十九条第一項」

とあるのは、「第七十七条において準用する条例第六十九条第一項」と、「第二百二十五条」とあるのは、

「第三百三十五条」と、「第七十二条」とあるのは、「第七十七条」と、同条第二項及び第五項中、「条

例」とあるのは、「条例第七十七条において準用する条例」と、第九十条第一項中、「第二百一十一条に

規定する運営規程」とあるのは、「第二百二十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二百二十四

条第二号及び第三号中、「第七十二条」とあるのは、「第七十七条」と、同条第五号及び第六号中、「次

条」とあるのは、「第三百三十五条」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当短期入所生活介護

(従業者)

第三百三十六条 条例第八十条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 一人以上

二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基

準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が三又はその端数を増すことに一人以上

三 栄養士 一人以上

四 機能訓練指導員 一人以上

五 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所その他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる従業者を確保するものとする。

5 条例第八十条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第一百八条第二項から第四項までに規定する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第三百三十七条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第一百九条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第三百三十八条 条例第八十一条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。

八 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合であつては、同一の場所とすることができる。

三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

3 条例第八十一條第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第二百二十條第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所介護事業所等との連携)

第三百三十九條 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第四百十條 第三條、第五條から第八條まで、第十一條、第十四條、第十六條、第十九條、第二十六條から第二十八條まで、第二十九條第一項、第三十條、第三十一條、第三十三條、第三十九條、第七十四條、第七十六條、第七十七條及び第一節(第六百六條から第八條まで、第一百一十一條第一項及び第七百二十五條を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三條中、「常勤の者」とあるのは、「者」と、第十四條第一項中、「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは、「内容」と、第十六條中、「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは、「基準該当短期入所生活介護」と、第二十六條中、「訪問介護員等」とあるのは、「第三百三十六條第一項各号に掲げる従業者」と、第三十三條中、「条例」とあるのは、「条例第八十二條において準用する条例」と、第七十四條第三項中、「通所介護従業者」とあるのは、「第三百三十六條第一項各号に掲げる従業者」と、第七十六條中、「条例」とあるのは、「条例第八十二條において準用する条例」と、第九十九條第一項中、「第二百二十一條」とあるのは、「第四百十條において準用する第二百二十一條」と

と、第一百一十一條第二項中、「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中、「前二項」とあるのは「前項」と、第一百七十七條中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第二百二十四條第一号中、「第七十一條第二項」とあるのは「第八十二條において準用する条例第七十一條第二項」と、同条第二号及び第三号中、「第七十二條」とあるのは「第八十二條」と、同条第五号及び第六号中、「次条」とあるのは「第四百十條」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

第一節 指定短期入所療養介護

(従業者)

第四百十一條 条例第八十五條第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者、以下この条及び第五十二條において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、看護補助者(医療法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれにおいて、同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置してい

ること。

(設備)

第四百二十二条 条例第八十六条第一項第四号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとするものとする。

2 条例第八十六条第二項に規定する場合には、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第百二十四条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第四百十三条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期入所療養介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期入所療養介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(知事が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第四百十四条 第四百十一条各号に掲げる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

第四百十五条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、短期入所療養介護のサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下「短期入所療養介護計画」という。)を作成しなければならない。

2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針)

第四百十六条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行つ。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心

理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に知事が定めるもののほか行ってはならない。

六 別に知事が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第百四十七条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百四十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、その利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第百四十九条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百五十条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第百五十一条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

四 通常の送迎の実施地域

五 施設利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第百五十二条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

三 診療所(前号に掲げるものを除く)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第百五十三条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第八十八条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

二 条例第八十八条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して

採った処置についての記録

三 条例第八十八条において準用する条例第七十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 短期入所療養介護計画

五 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

六 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(準用)

第百五十四条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十六、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十四条、第七十六条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第七十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第九十一条「第百二十一条」とあるのは「第百五十一条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二節 ユニット型指定短期入所療養介護

(利用料等の受領)

第百五十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定

により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百五十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たつて、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百五十七条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

い。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百五十八条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百五十九条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第百六十条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項

に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

四 通常の送迎の実施地域

五 施設利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百六十一条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める人員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する人員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第百六十二条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百六十二条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を受けて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、

災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第六十三條 第五條から第八條まで、第十條、第十一條、第十四條、第十六條、第十九條、第二十六條、第二十七條、第二十九條から第三十一條まで、第三十三條、第三十九條、第七十六條、第一百零九條、第一百一十條、第一百一十二條、第一百一十三條、第一百一十四條、第一百一十五條から第一百四十七條まで及び第一百五十三條の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十六條中「訪問介護員等」とあるのは、「第六十三條において準用する第四百四十一條各号に掲げる従業者」と、第三十三條及び第七十六條中「條例」とあるのは、「條例第九十三條において準用する條例」と、第九十九條中「第二百一十一條に規定する運営規程」とあるのは、「第六十條に規定する重要事項に関する規程」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは、「第六十三條において準用する第四百四十一條各号に掲げる従業者」と、第五十三條第一号から第三号までの規定中「第八十八條」とあるのは、「第九十三條」と、同條第五号及び第六号中「次條」とあるのは、「第六十三條」と読み替えるものとする。

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 指定特定施設入居者生活介護

(従業者)

第六十四條 條例第九十六條の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一人以上
- 二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ 看護職員は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の数が三十を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 利用者の数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

八 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上(利用者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる従業者(以下「特定施設従業者」という。)の員数は、それぞれ次のとおりとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が百又はその端数を増すことに一人以上
- 二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すことに一並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ 看護職員は、次のとおりとする。

- (1) 総利用者数が三十を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 総利用者数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

八 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上(総利用者数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第一号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

い。

6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、看護職員及び介護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。
（設備）

第百六十五条 条例第九十七条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行つために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第九十七条第三項の介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

一 介護居室は、次の基準を満たすこと。

イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

二 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

三 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

四 便所は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 条例第九十七条第一項から第三項まで及び前三項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の定めるところによる。

5 条例第九十七条第四項に規定する場合は、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第百四十五条第二項から第四項までに規定する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第百六十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第百七十七条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第四条第一項から第五項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。
（指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第百六十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んで서는ならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

い。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下、「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第百六十八条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第百六十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第百七十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第百七十一条 特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（特定施設サービス計画の作成）

第百七十二条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者（条例第九十六条の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第七十三条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する

よう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上適切な方法により、入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第七十四条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第七十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第七十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策

九 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第七十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によつて指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第七十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第八十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第八十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第九十九条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 二 条例第九十九条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録
- 三 条例第九十九条において準用する条例第七十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
四 特定施設サービス計画

五 第六百六十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

六 第七百七十八条第三項に規定する結果等の記録

七 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

八 省令第六十四条第三号に規定する書類

九 従業者の勤務の体制についての記録

十 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(準用)

第八十二條 第三條、第六條、第七條、第十六條、第十九條、第二十六條から第三十一條まで、第

三十三條、第三十八條、第三十九條、第七十六條、第七十七條及び第六十六條の規定は、指定特定

施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十六條中「訪問介護員等」

とあるのは「特定施設従業者」と、第三十三條中「条例」とあるのは「条例第九十九條において準

用する条例」と、第三十八條中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第七十

六條中「条例」とあるのは「条例第九十九條において準用する条例」と読み替えるものとする。

第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

(従業者)

第八十三條 条例第一百二條の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一人以上

二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すことに一人以上

三 計画作成担当者 一以上(利用者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

2 条例第一百三條第二項に規定する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる従

業者(以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。)の員数は、それぞれ次のとおりとす

る。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生

活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の

合計数(以下この条において「総利用者数」という。)(が百又はその端数を増すことに一人以上

二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すことに一及び介護予防サービ

スの利用者の数が三十又はその端数を増すことに一以上であること。

三 計画作成担当者 一以上(総利用者数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。

ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定特定施設の従業者(外

部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつ

ては、この限りではない。

5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、

常勤でなければならない。ただし、利用者(第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービ

スの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる

ものとする。

6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員で

あって、特定施設サービス計画(第二項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特

定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、

常勤の者でなければならない。ただし、利用者(第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防

サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することが

できるものとする。

(設備)

第八十四條 条例第一百三條第一項の規則で定める面積は、二十五平方メートルとする。

2 条例第一百三條第一項の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。

一 居室は、次の基準を満たすこと。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二

人とすることができるものとする。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなけ

ればならない。

4 条例第一百三條第一項及び前三項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、

建築基準法及び消防法の定めるところによる。

5 条例第百三条第二項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第百六十三条第二項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第百八十五条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第百八十七条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第四条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

(受託居宅サービスの提供)

第百八十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第百八十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
三 入居定員及び居室数

四 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者の名称及び所在地

六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

七 施設の利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 その他運営に関する重要事項

(受託居宅サービス事業者への委託)

第百八十八条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与及び指定認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合には、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者は、業務に必要なる管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第百八十九条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者、従業員、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第四十四条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 二 条例第四十四条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 条例第四十四条において準用する条例第七十一条第一項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 特定施設サービス計画

五 第百八十六条第二項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

六 前条第八項に規定する結果等の記録

七 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

八 次条において準用する第百六十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

録

九 次条において準用する第百七十八条第三項に規定する結果等の記録

十 省令第六十四条第三号に規定する書類

十一 従業員の勤務の体制についての記録

十二 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(準用)

第百九十条 第三条、第六条、第七条、第十六条、第十九条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十八条、第二十九条、第七十六条、第七十七条、第百六十五条第一項、第百六十七条から第百七十二条まで、第百七十五条、第百七十六条及び第百七十八条から第百八十条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは、「外部サービス利用型指定特定施設従業員」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第四十四条において準用する条例」と、第三十八条中「訪問入浴介護従業員」とあるのは「指定特定施設の従業員」と、第七十六条及び第百六十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十四条において準用する条例」と、第百六十九条第一項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第百七十二条中「他の特定施設従業員」とあるのは「他の外部サービス利用型指定特定施設従業員及び受託居宅サービス事業者」と、第百七十八条第一項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定特定施設生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

は「他の外部サービス利用型指定特定施設従業員及び受託居宅サービス事業者」と、第百七十八条第一項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定特定施設生活介護」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定特定施設生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第十二章 福祉用具貸与

第一節 指定福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員)

第百九十一条 条例第七十七条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(設備等)

第百九十二条 条例第百八条第一項の規則で定める場合は、第百九十九条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。

2 条例第百八条第一項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

- 一 福祉用具の保管のために必要な設備
- イ 清潔であること。
- ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 条例第百八条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第百七十一条第二項に規定する基準を満たすことをもって前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第百九十三条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定められた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由がなく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第九十四条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第九十五条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状態及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計

画(以下「福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具販売の利用があるときは、第二百九条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(運営規程)

第九十六条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務内容

三 営業日及び営業時間

四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 その他運営に関する重要事項

(適切な研修の確保)

第九十七条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第九十八条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第九十九条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示及び目録の備付け)

第二百条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第二百一条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第一百十条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 二 条例第一百十条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 福祉用具貸与計画

第四百九十九条第四項に規定する結果等の記録

五次条において準用する第十四条第一項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

六 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(準用)

第二百一条 第三条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条並びに第七十四条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十二條」とあるのは、「第九十六條」と、「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と、第五条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」取り扱う福祉用具の種目」と、第九条第二項中「指導」とあるのは、「相談又は助言」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは、「利用者」と、第十四条中「提供日及び内容」とあるのは、「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十六条中「内容」とあるのは、「種目、品名」と、第三十三條中「条例」とあるのは、「条例第一百十条において準用する条例」と、第七十四條第二項中「処遇」とあるのは、「サービス利用」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当福祉用具貸与 (基準該当福祉用具貸与に関する基準)

第二百三条 第三条から第九條まで、第十一條から第十四條まで、第十六條、第十九條、第二十七條、第二十八條、第二十九條第一項、第三十條、第三十一條、第三十三條、第三十九條、第七十四條第一項及び第二項並びに前節(第九十二條第三項、第九十三條第一項及び第二十二條を除く)

の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十二條」とあるのは、「第九十六條」と、「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と、第五条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」取り扱う福祉用具の種目」と、第九条第二項中「指導」とあるのは、「相談又は助言」と、第十三條中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と、第十四條中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは、「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第十六條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは、「基準該当福祉用具貸与」と、第三十三條中「条例」とあるのは、「条例第一百二條第一項において準用する条例」と、第七十四條第二項中「処遇」とあるのは、「サービスの利用」と、第九十一條中「条例」とあるのは、「条例第一百二條において準用する条例」と、「第九十九條」とあるのは、「第二百三條第一項において準用する第九十九條」と、第九十三條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは、「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」と、第二百一十一條第一号及び第二号中「第一百十條」とあるのは、「第一百十二條」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは、「第二百三條第一項」と読み替えるものとする。

2 条例第一百二條第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第

百八十二条第一項において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第七十一条第二項に規定する基準を満たすことをもって、前項において準用する第九十二条第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第十三章 特定福祉用具販売
(福祉用具専門相談員)

第二百四十二条 条例第十五条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(サービスの提供の記録)

第二百五十二条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第二百六十二条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
二 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第二百七十二条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

- 一 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- 二 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 三 領収書
- 四 当該指定特定福祉用具のパンフレットその他の当該指定特定福祉用具の概要

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百八十二条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

のとする。

一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する指定特定福祉用具販売計画に基づき、指定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して指定特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

二 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する指定特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて指定特定福祉用具の調整を行うとともに、当該指定特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該指定特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

四 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第二百九十二条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下「特定福祉用具販売計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第九十五条第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 指定特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、指定特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、指定特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該指定特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

第二百九十三条 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第一百七十七条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 二 条例第一百七十七条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 三 特定福祉用具販売計画
- 四 第二百五条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録
- 六 従業者の勤務の体制についての記録
- 七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(準用)

第二百一十一条 第三条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十九条、第二十五条、第二十七條から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十四条第一項及び第二項、第九十六條から第九十八條まで並びに第二百条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。

この場合において、第四条中「第二十二條」とあるのは「第二十一条において準用する第九十六條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「第五条中「同じ。」「とあるのは「同じ。」「取り扱う特定福祉用具の種目」と、第九条第二項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十三條中「条例」とあるのは「条例第九十七條において準用する条例」と、第七十四條第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第九十六條中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第九十七條中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第九十八條中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三十二條(第三十四條第二項において準用する場合を含む。)、第四十一條(第四十三條において準用する場合を含む。)、第五十四條、第六十條、第六十六條、第七十八條(第九十六條第一項において準用する場合を含む。)、第九十四條、第九十四條、第九十四條(第九十五條、第九十四條及び附則第二十三項において準用する場合を含む。)、第九十五條(第九十六條及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、第九十八條、第九十九條、第一百零一條(第二十三條第一項において準用する場合を含む。)、及び第二百十條の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、これらの規定中五年間保存しなければならないこととされている記録のうちその完結の日から二年を経過しないものについても適用する。

3 平成十二年四月一日前から引き続き存する老人短期入所事業(介護保険法施行法(平成九年法律第九十四號)第二十條による改正前の老人福祉法(以下「旧老福祉法」という。))第五條の二第四

項に規定する老人短期入所事業をいう。(以下同じ。)(の用に供する施設(専ら当該事業の用に供するものに限る。))又は老人短期入所施設(旧老福祉法第二十條の三に規定する老人短期入所施設をいう。以下同じ。)(同日において基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。))については、第九十八條第三項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第四項の規定は、適用しない。

4 条例附則第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。

二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

5 条例附則第三項の規則で定める病床数は、四床とする。

6 条例附則第四項の規則で定める床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とする。

7 条例附則第五項の規則で定める基準は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、かつ、必要な器械及び器具を備えることとする。

8 条例附則第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。

二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

9 条例附則第七項の規則で定める病床数は、四床とする。

10 条例附則第八項の規則で定める床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートルとする。

11 条例附則第九項の規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム(以下この項において「養護老人ホーム等」という。)を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができものであること。
- 二 入所定員が五十人未満であること。
- 三 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額(以下この項において「家賃等」という。)が比較的低廉であること。

四 入所者から利用料、第七十條第三項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品(一定期間経過

後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受け
ないこと。

12 平成十二年四月一日前から引き続き存する老人短期入所事業の用に供する施設（専ら当該事業の
用に供するものに限る。）若しくは老人短期入所施設（同日において基本的な設備が完成されてい
るものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事
業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（同日以後に増築さ
れ、又は全面的に改築された部分を除く。）であつて基準該当短期入所生活介護の提供に支障がな
いと認められるものについては、第百八条第三項第一号イ及びロ並びに第二号イの規定は、適用し
ない。

13 平成十三年三月一日前から引き続き存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあつては、当
分の間、第百四十二条第一項中、「六・四平方メートル」とあるのは、「六・〇平方メートル」とす
る。

14 平成十五年四月一日前から引き続き指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う
事業所（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、条例第九章第二節に規定
する基準及び第九章第二節（第百二十六条第一項第一号ロを除く。）に規定する基準を満たすもの
について、同号ロ②の規定を適用する場合には、同号ロ②中「二平方メートルに当該共同生
活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利
用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

15 介護保険法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第一項の規定により
指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指
定特定施設の介護居室であつて、平成十八年四月一日前から引き続き定員四人以下であるものにつ
いては、第百六十五条第二項第一号イ及び第百八十四条第二項第一号イの規定は、適用しない。

16 平成十八年四月一日前から引き続き存する養護老人ホーム（同日において建築中のものを含む。）
にあつては、第百八十四条第二項第一号イの規定は、適用しない。

17 当分の間、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関す
る省令（平成十二年厚生省令第五十八号）附則第二条に規定する経過的要介護に該当する者につい
ては、第百六十四条第一項第二号イ及び同条第二項第二号イ中「三」とあるのは、「十」と、第百八
十三条第一項第二号及び同条第二項第二号中「が十」とあるのは、「が三十」とする。

18 条例附則第十二項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下「一部ユニット
型指定短期入所生活介護事業所」という。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、
次項から附則第二十九項までの規定によることができる。

19 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第百
二十六条に、それ以外の部分にあつては第百八条に定めるところによる。

20 条例附則第十五項に規定する場合には、指定介護予防サービス等基準条例施行規則附則第
十七項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすこ
とができる。

21 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の運営等に関する基準は、次項及び附則第二十三項
に定めるもののほか、ユニット部分にあつては第九章第二節（第百二十六条、第百三十二条及び第
百三十五条を除く。）に、それ以外の部分にあつては第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百
十五条、第百十九条、第百二十二条及び第百二十五条において準用する第七十四条に定めるところ
による。

22 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関
する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 ユニット部分の利用定員（第百二十六条第一項に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）
及びそれ以外の部分の利用定員（条例第六十八条第一項に規定する利用定員をいう。）（第百六条
第一項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及
び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十六号）附則第四項に規定する
一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。）

四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（第百六条第二項の規定の適用を受
ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

五 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費
用の額

七 通常の送迎の実施地域

八 サービス利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 その他運営に関する重要事項

23 第百六条、第百七条、第百九条、第百十条、第百十三条、第百十六条から第百十八条まで、第百
二十条及び第百二十三条から第百二十五条（第七十四条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、

一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「条例」とあるのは「条例附則第十七項において準用する条例」と、同条第七項中「第六十八条第二項」とあるのは「附則第十七項において準用する条例第六十八条第二項」と、「第九十条第二項から第六項まで」とあるのは「附則第二十一項において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十条第二項から第六項まで」と、第九十一条第一項中「第百二十一條に規定する運営規程」とあるのは「附則第二十二項に規定する重要事項に関する規程」と、第百二十四条第一号中「条例」とあるのは「条例附則第十七項において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第七十二条」とあるのは「附則第十七項において準用する条例第七十二条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「附則第二十三項において準用する第百二十五条」と、第百二十五条中「第七十二条」とあるのは「附則第十七項において準用する条例第七十二条」と読み替えるものとする。

24 条例附則第十八項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所（以下、「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則二十九項までの規定によることができる。

25 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分の設備に関する基準は、第百四十二条に定めるところによる。

26 条例附則第二十一項に規定する場合には、指定介護予防サービス等基準条例施行規則附則第二十三項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

27 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の運営等に関する基準は、次項及び附則第二十九項に定めるもののほか、ユニット部分にあつては第十章第二節第百六十条及び第百六十三条を除く）に、それ以外の部分にあつては第百四十三条、第百四十四条、第百四十八条から第百五十条まで、第百五十二条及び第百五十四条において準用する第七十四条に定めるところによる。

28 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の送迎の実施地域

六 施設利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 その他運営に関する重要事項

29 第百四十一条、第百四十五条から第百四十七条まで、第百五十三条及び第百五十四条（第七十四条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百四十一条中「条例」とあるのは「条例附則第二十三項において準用する条例」と、第百五十三条第一号から第三号までの規定中「第八十八条」とあるのは「附則第二十三項において準用する条例第八十八条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「附則第二十九項において準用する第百五十四条」と、第百五十四条中「第八十八条」とあるのは「附則第二十三項において準用する条例第八十八条」と、「第百二十一条」とあるのは「第百二十一条に規定する運営規程」と、「第百五十一条」とあるのは「附則第二十八項に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

30 条例附則第二十四項の規則で定める市町村の区域は、石巻市の区域とする。

（東日本大震災に対処するための基準該当居宅サービスの事業の特例）

31 第四章（第四十四条を除く。）の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。この場合において、第四十九条中「第五十一条」とあるのは「附則第三十一項において準用する第五十一条」と、第五十四条第一号及び第二号中「第三十三条」とあるのは「附則第二十五項において準用する条例第三十三条」と、同条第三号中「第五十条」とあるのは「附則第三十一項において準用する第五十条」と、同条第六号及び第七号中「次条」とあるのは「附則第三十一項において準用する第五十五条」と、第五十五条中「第五十二条」とあるのは「附則第三十一項において準用する第五十二条」と、「第三十三条」とあるのは「附則第二十五項において準用する条例第三十三条」と読み替えるものとする。

（居宅サービス特例事業所の事業の特例）

32 条例附則第二十六項の居宅サービス特例事業所（以下、「居宅サービス特例事業所」という。）が有しなればならない理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、条例第三十六条第一項の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間、常勤換算方法で、二・五以上とする。

33 条例附則第二十六項の管理者（次項において「管理者」という。）は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、居宅サービス特例事業所の管理上支障がない場合は、当該居宅サービス特例事業所他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

34 管理者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士で、適切な指定訪問リハビリテーションを行

つために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

35 条例附則第二十八項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則附則第二十八項から附則第三十項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 指定介護老人福祉施設(第二条・第三十九条)

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設(第四十条・第五十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十八号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 指定介護老人福祉施設

(従業者)

第二条 条例第五条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すことに一以上

三 介護職員又は看護職員若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法(当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上とすること。

ロ 看護職員は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 介護支援専門員 一以上(入所者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この章及び次章において同じ。)の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、ユニット型指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

7 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

8 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

9 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、

当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(設備)

第三条 条例第六条に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえて、知事が必要と認められた場合は、四人以下とすることができる。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

七 食堂及び機能訓練室

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができ。

ロ 必要な備品を備えること。

八 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十五条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあつては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの
 二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第五条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第六条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第七条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第八条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供することとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対

する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるか認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第九条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービス等をいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下、施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額

が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第十一条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第十二条 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第十三条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。（介護）

第十四条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡しよくまうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。（食事）

第十五条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。（相談及び援助）

第十六条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（生活上の便宜の提供等）

第十七条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。（機能訓練）

第十八条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。（健康管理）

第十九条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第二十条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

（入所者に関する市町村への通知）

第二十一条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく

意見を付してその旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき認められるとき。

二 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の管理）

第二十二條 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

（管理者の責務）

第二十三條 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者に条例第七条から第十六条までの規定及び第四条から第三十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第二十四條 計画担当介護支援専門員は、第十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。

三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を助案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

五 条例第九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

六 条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。

七 条例第十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

と。

（運営規程）

第二十五條 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第二十六條 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第二十七條 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第二十八條 指定介護老人福祉施設は、条例第十一条の計画について、当該指定介護老人福祉施設の立地条件等を助案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第十一条に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(衛生管理等)

第二十九条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に知事が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第三十条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第三十一条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(入所者に関する情報の取扱い)

第三十二条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(広告)

第三十三条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(調査への協力等)

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、できる限り、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法

第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。

(地域との連携等)

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止等)

第三十六条 条例第十五条第一項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じて改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(会計の区分)

第三十七条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十八条 指定介護老人福祉施設は、利用者、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備し、次

の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保管しなければならない。

一 条例第九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

二 条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 条例第十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 施設サービス計画

五 第九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

六 第二十一条に規定する市町村への通知に係る記録

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 施設介護サービス費を請求するために審査支払機関（市町村（法第四十八条第七項において準用する法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体に委託している場合）については、国民健康保険団体連合会）をいう。）に提出した記録

（暴力団員等の排除）

第三十九条 条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定介護老人福祉施設の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設

（従業者の専従）

第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第四十八条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（設備）

第四十一条 条例第十九条に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十・六平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室

イ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

四 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない

場合は、この限りでない。

(利用料等の受領)

第四十二条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、合理的な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 知事の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を

交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第四十三条 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たつて、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(介護)

第四十四条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行つ離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の

自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。
(社会生活上の便宜の提供等)

第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好にに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
い。

(運営規程)

第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 入居定員
 - 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
 - 五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - 六 施設の利用に当たっての留意事項
 - 七 非常災害対策
 - 八 その他施設の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第四十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができ

るよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第四十九条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(準用)

第五十条 第二条(第三項を除く)、第四条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十六条、第十八条から第二十四条まで及び第二十八条から第三十九条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第二条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十一条において準用する条例」と、第四条第一項中「第二十五条に規定する運営規程」とあるのは「第四十七条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十三条第二項中「第七条から第十六条までの規定及び第四条から第三十九条まで」とあるのは「第二十條並びに条例第二十一条において準用する条例第七條及び条例第九條から第十六條までの規定並びに第四十二條から第四十九條までの規定並びに第五十条において準用する第四條から第九條まで、第十一条、第十三條、第十六條、第十八條から第二十四條まで及び第二十八條から第三十九條まで」と、第二十四條中「第十三條」とあるのは「第五十条において準用する第十三條」と、同条第五号から第七号まで、第二十八條、第三十六條、第三十八條第一号から第三号まで及び第三十九條中「条例」とあるのは「条例第二十一条において準用する条例」と、第三十八條第五号中「第九條第二項」とあるのは「第五十条において準用する第九條第二項」と、同条第六号中「第二十一条」とあるのは「第五十条において準用する第二十一条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 第三十八条第五十条及び附則第十八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、第三十八条各号に掲げる記録のうちその完結の日から二年を経過しないものについても適用する。

3 この規則の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づき指定を受けている介護老人福祉施設(この規則の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。)について第三条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえて、知事が必要と認めた場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とすること」とする。

4 前項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホーム(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第二十条の規定による改正前の老人福祉法(昭和三十八年法律第三百二十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。)について第三条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえて、知事が必要と認めた場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「原則として四人とすること」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

5 前二項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホームであつて、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和六十二年厚生省令第十二号)附則第四条第二項(同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)第二十条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものの建物について第三条第一項第一号イの規定を適用する場合には、同号イ中「原則として四人」とあるのは、「八人」とする。

6 平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物については、第三条第一項第七号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。

7 当分の間、第十条第一項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)以下「施行法」という。)第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が

定める基準により算定した費用の額」とする。

8 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第八項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

9 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

二 食堂は一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

10 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日

までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第三条第一項第八号及び第四十一条第一項第四号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

11 平成十五年四月一日前に法第四十八条第一項第一号の規定に基づき指定を受けている介護老人福祉施設であつて、同日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号）による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第五章に規定する基準を満たすものについて、第四十一条第一項第一号ロ②の規定を適用する場合には、同号ロ②中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

12 当分の間、第十条第三項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）とあるのは、食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者）（施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額（法第五十一条の三第四項）と、「食費の負担限度額」とあるのは、「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、第四十一条第三項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）とあるのは、食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者）（施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」と、第四十一条第三項第二号中「居住費の基準費用額（同条第四項）とあるのは、居住費の特定負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、第四十一条第三項第四項「と、居住費の負担限度額」とあるのは、「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、第四十一条第三項第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（法第五十一条の三第四項）と、「食費の負担限度額」とあるのは、「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。

13 条例附則第二項に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設（以下、「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十八項までの規定によることができる。

14 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設

設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者及び入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

15 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第四十一条に、それ以外の部分にあつては第二条に定めるところによる。

16 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の運営に関する基準は、次項並びに附則第十八項において準用する第四条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十六条、第十八条から第二十四条まで及び第二十八条から第三十九条までに定めるもののほか、ユニット部分にあつては第三章（第四十条、第四十一条、第四十七条及び第五十条を除く。）に、それ以外の部分にあつては第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第二十六条及び第二十七条に定めるところによる。

17 一部ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
- 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 ユニット部分の入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 ユニット部分以外の部分の入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他の施設の運営に関する重要事項

18 第二条（第三項を除く）、第四条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十六条、第十八条から第二十四条まで及び第二十八条から第三十九条までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十五条に規定する運営規程」とあるのは、「附則第十七項に規定する重要事項に関する規程」と、第二十三条第二項中「第七条から第十六条までの規定及び第四条から第三十九条まで」とあるのは、「附則第五項並びに条例附則第六項において準用する条例第七条及び条例第九条から第十六条までの規定並びに附則第十六項並びに附則第十七項並びに附則第十八項において準用する第四条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十六条、第十八条から第二十四条まで及び第二十八から第三十九条まで」と、第二十四条中「第十三条」とあるのは、「附則第十八項において準用する第十三条」と、同条第五号から第七号まで、第二十八条、第三十六条、第三十八條及び第三十九条中「条例」とあるのは、「条例附則第六項

において準用する条例」と、第三十八条第五号中「第九条第二項」とあるのは「附則第十八項において準用する第九条第二項」と、同条第六号中「第二十一条」とあるのは「附則第十八項において準用する第二十一条」と読み替えるものとする。

(東日本大震災復興特別区域法に係る従業者の特例)

19 条例附則第七項の知事の認定を受けた指定介護老人福祉施設は、医師を置かない場合においては、看護職員の一に、入所者に対する健康管理及び療養上の世話に關して、介護職員及び看護職員を統括させ、及び連携先の病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は他の指定介護老人福祉施設との密接な連携の確保に努めさせなければならない。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に關する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に關する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に關する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十九号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(従業者)

第二条 条例第四条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設

イ 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上

ロ 療養病床に係る病室によって構成される病棟(療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。)に置くべき看護職員 常勤換算方法(当該従業者

のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、

療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すこと一以上

ハ 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すこと一以上

二 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適當数
ホ 介護支援専門員 一以上(療養病床に係る病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)における入院患者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

二 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設

イ 医師 常勤換算方法で、一以上

ロ 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すこと一以上

ハ 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すこと一以上

二 介護支援専門員 一以上

三 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設

イ 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

ロ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員

(1) 老人性認知症疾患療養病棟(医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第四十三条の二の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すこと一以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟(1)の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すこと一以上

ハ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すこと一以上

二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上

ホ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

ヘ 介護支援専門員 一以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すこと一を標準とする。)

2 前項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第一号ホ及び同項第三号への規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すこと一とする。

4 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第一号ホ、同項第三号へ及び第三項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

6 第一項第三号イの医師のうち一人は、老人性認知症患者療養病棟において指定介護療養施設サーピスを担当する医師としなければならない。

7 第一項第三号ニの作業療法士及び同号ホの精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

(設備)

第三条 条例第五条第一項の病院である指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

二 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

三 患者が使用する廊下であつて、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。

四 機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

五 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。

六 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。

七 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

2 条例第五条第一項の診療所である指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

二 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

三 患者が使用する廊下であつて、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。

四 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

五 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。

六 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。

七 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

3 条例第五条第二項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 老人性認知症患者療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

二 老人性認知症患者療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

三 老人性認知症患者療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床面積は、入院患者一人につき十八平方メートル以上とすること。

四 患者が使用する廊下であつて、老人性認知症患者療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)としなければならない。

五 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなければならない。

六 デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症患者療養病棟に係る病床における入院患者一人につき二平方メートル以上の面積を有しなければならない。

七 食堂は、老人性認知症患者療養病棟に係る病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。

八 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サーピスの提供の開始に際し、あらかじめ、

患者又はその家族に対し、第二十三条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 ロ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
 3 前項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
 二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該患者又はその家族

に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（サービス提供困難時の対応）
 第五条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）
 第六条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年改正法」という。）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年改正法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十三条第一項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）
 第七条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
 2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退院）
 第八条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に

規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第九条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第十条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービスに係る指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規

定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第十一条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書患者に対して交付しなければならない。

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第十二条 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第十三条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入院患者に面接すること。
二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入院患者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
二 入院患者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）
第十四条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に知事が定める基準によらなければならない。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

三 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

四 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行う。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に知事が定めるもののほか行ってはならない。

六 別に知事が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十六項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

（機能訓練）
第十五条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）
第十六条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資す

るよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 指定介護療養型医療施設は、その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第十七条 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第十八条 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(患者に関する市町村への通知)

第十九条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に通知しなければならない。

一 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。

二 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

三 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の管理)

第二十条 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、医療法第十二条第二項に基づく許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合には、この限りでない。

(管理者の責務)

第二十一条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者に条例第六条から第十四条までの規定及び第四条から第三十六条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十一条 計画担当介護支援専門員は、第十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

三 条例第十二条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。

四 条例第十三条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第二十三条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入院患者の定員

四 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項
六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第二十四条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できるように、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によつて指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十五条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二十六条 指定介護療養型医療施設は、条例第九条の計画について、当該指定介護療養型医療施設の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第九条に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(衛生管理等)

第二十七条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿つた対応を行うこと。

(協力歯科医療機関)

第二十八条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第二十九条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

(入院患者に関する情報の取扱い)

第三十条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供するには、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかなければならない。

(調査への協力等)

第三十一条 指定介護療養型医療施設は、できる限り、提供した指定介護療養施設サービスに関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六條第一項第二号の規定による調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号に規定する指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。

(地域との連携等)

第三十二条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
(事故発生の防止等)

第三十三条 条例第十三条第一項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(会計の区分)

第三十四条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十五条 指定介護療養型医療施設は、入院患者、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保管しなければならない。

一 条例第八条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

二 条例第十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 条例第十三条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 施設サービス計画

五 第九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

六 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 施設介護サービス費を請求するために審査支払機関(市町村(法第四十八条第七項において準用する第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体に委託している場合)に提出した記録

(暴力団員等の排除)

第三十六条 条例第十四条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わ

ず、当該指定介護療養型医療施設の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三十五条の規定は、この規則の施行の日において、同条各号に掲げる記録のうちその完結の日から二年を経過しないものについても適用する。

3 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、当分の間、

第二条第一項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 医師 常勤換算方法で、一以上

二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上。ただし、そのうちの二については看護職員とするものとする。

三 介護支援専門員 一以上

4 当分の間、第二条第一項第三号八中「六」とあるのは、「八」とする。

5 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師(老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。)を置いている老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設については、当分の間、第二条第一項第三号二中「作業療法士」とあるのは、「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第七項中「第一項第三号二の作業療法士及び同項同号ホの精神保健福祉士」とあるのは、「第一項第三号ホの精神保健福祉士」とする。

6 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。)であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令第七条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年厚生省令第三号)附則第四条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第三条第一項第三号中「一・ハメートル」とあるのは、「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは、「一・六メートル」とする。

7 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。)であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令第八

条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第三十五号）附則第四条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第三条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは、「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは、「一・六メートル」とする。

8 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟（以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室については、第三条第三項第一号中「四床」とあるのは、「六床」とする。

9 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第三条第三項第四号中「一・八メートル」とあるのは、「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは、「一・六メートル」とする。

10 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成三十年三月三十一日までの間は、第二条第一項第一号口中「六」とあるのは「八」と、同号八中「六」とあるのは「四」とする。

11 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十年三月三十一日までの間は、第二条第一項第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- 二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が五又はその端数を増すことに一以上
- 三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上
- 四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
- 五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上
- 六 介護支援専門員 一以上 老人性認知症疾患療養病棟専ら要介護者を入院させる部分に限る。（に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）

12 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第一項第三号中「一・八メートル」とあるのは

「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは、「一・六メートル」とする。

13 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第三項第四号中「一・八メートル」とあるのは、「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは、「一・六メートル以上」とする。

14 当分の間、第二条第一項第三号口中「一以上」とあるのは、「一以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。

15 平成十三年三月一日前から引き続き存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあつては、当分の間、第三条第三項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

16 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第八条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（附則第六項、附則第七項及び附則第九項の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅については、第三条第一項第三号及び同条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは、「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは、「一・六メートル」とし、同条第三項第四号中「一・八メートル」とあるのは、「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは、「一・六メートル」とする。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 介護予防訪問介護

第一節 指定介護予防訪問介護(第二条・第三十三条)

第二節 基準該当介護予防訪問介護(第三十四条)

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 指定介護予防訪問入浴介護(第三十五条・第四十二条)

第二節 基準該当介護予防訪問入浴介護(第四十三条)

第四章 介護予防訪問看護(第四十四条・第五十四条)

第五章 介護予防訪問リハビリテーション(第五十五条・第五十九条)

第六章 介護予防居宅療養管理指導(第六十条・第六十五条)

第七章 介護予防通所介護

第一節 指定介護予防通所介護(第六十六条・第七十八条)

第二節 基準該当介護予防通所介護(第七十九条)

第八章 介護予防通所リハビリテーション(第八十条・第八十九条)

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 指定介護予防短期入所生活介護(第九十条・第九十八条)

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護(第九十九条・第一百七十七条)

第三節 基準該当介護予防短期入所生活介護(第一百八条・第二百二十二条)

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 指定介護予防短期入所療養介護(第二百二十三条・第二百二十五条)

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護(第二百三十六条・第四百三十三条)

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 指定介護予防特定施設入居者生活介護(第四百四十四条・第六百六十一条)

第二節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(第六百六十二条・第六百六十九
条)

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 指定介護予防福祉用具貸与(第七百七十条・第八百八十一条)

第二節 基準該当介護予防福祉用具貸与(第八百八十二条)

第十三章 特定介護予防福祉用具販売(第八百八十三条・第九百九十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十号、以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 介護予防訪問介護

第一節 指定介護予防訪問介護

(訪問介護員等)

第二条 条例第六条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法(当該事業所の従業員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除すことにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、二・五以上とする。

2 条例第六条第二項の規則で定める員数は、利用者(当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が四十又はその端数を増すことに一人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 指定介護予防訪問介護事業所のサービス提供責任者は、介護福祉士その他知事が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもつて充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所と同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号、以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 条例第六条第三項に規定する場合にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年宮城県規則第三十三号、以下「指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。)(第二条第三項及び第四項に規定する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第三条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの
 イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法(一)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を

作成することができるものでなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの
 二 ファイルへの記録の方法

5 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第五条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよつに努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)
 第七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援

助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。))第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。))第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画(省令第八十三条の九第一号八及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービス(法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者により当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額(法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。))をいう。以下同じ。)から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受領することができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第十八条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業者の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業者の従業者に条例第二章及びこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 指定介護予防訪問介護事業者のサービス提供責任者(以下この節において「サービス提供責任者」という。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

三 サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるように、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第二十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(利用者等の個人情報取扱い)

第二十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を
用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意を、あらか
じめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第二十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合
においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(調査への協力等)

第二十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、できる限り、提供した指定介護予防訪問介護に関し、
法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町
村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力
するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要
な改善を行い、市町村からの求めがあつた場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう
努めるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関し
て国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項
に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調
査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号に規定する指導又は助言を受
けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会から
の求めがあつた場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるも
のとする。

(地域との連携)

第二十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防
訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その
他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第二十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分すると
ともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を
整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録

二 条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 介護予防訪問介護計画

四 第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 第十七条に規定する市町村への通知に係る記録

六 従業者の勤務の体制についての記録

七 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関(市町村(法第五十二条第七項において準
用する法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に
委託している場合)にあつては、国民健康保険団体連合会)をいう。以下同じ。)に提出した記録
(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第三十一条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、条例第五条に規定する基本方針及
び条例第十五条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービ
ス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利
用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指
定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提
供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。

三 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内
容に沿って作成しなければならない。

四 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者
又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画
を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生
活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家
族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつ
てサービスの提供を行うものとする。

九 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なく

とも一月に一回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十一 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点）

第三十二条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

二 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

（暴力団員等の排除）

第三十三条 条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定介護予防訪問介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

第二節 基準該当介護予防訪問介護

（基準該当介護予防訪問介護に関する基準）

第三十四条 条例第十八条第一項の規則で定める場合は、次のいずれにも該当する場合とする。

一 当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定介護予防訪問介護のみによつては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該介護予防訪問介護が、法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第五十九条第一号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合

三 当該介護予防訪問介護が、条例第十八条第三項において準用する条例第六条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

2 前節（第一条第三項から第五項まで、第十条、第十五条第一項、第二十一条及び第二十七条第二項を除く。）の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、

第二条第一項中「常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除すことにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、「二・五」とあるのは「三人」と、同条第二項中「条例」とあるのは「条例第十八条第三項において準用する条例」と、「利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すことに一人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることのできる」とあるのは、「一人以上とする」と、

第三条中「常勤の者」とあるのは「者」と、第十四条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第三十条第一号及び第二号中「条例」とあるのは「条例第十八条第三項において準用する条例」と、同条第四号中「第十四条」とあるのは「第三十四条第二項において準用する第十四条」と、同条第五号中「第十七条」とあるのは「第三十四条第二項において準用する第十七条」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第十八条第三項において準用する条例」と読み替えるものとする。

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 指定介護予防訪問入浴介護

(従業者)

第三十五条 条例第二十一条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 一以上
- 二 介護職員 一以上

2 前項各号に掲げる従業者（以下「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）のうち一人以上は、常勤でなければならない。

3 条例第二十一条第二項に規定する場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例施行規則第三十五条第二項に規定する基準を満たすことをもつて前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第三十六条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費
- 二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第三十七条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第三十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者に条例第二十三条及び条例第二十四条の規定並びに第三十六条から第四十二条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第三十九条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第四十条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第二十四条において準用する条例第十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 二 条例第二十四条において準用する条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録
 - 三 第四十二条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 四 第四十二条において準用する第十七条に規定する市町村への通知に係る記録
 - 五 従業者の勤務の体制についての記録
 - 六 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録
- (指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第四十一条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、条例第二十條に規定する基本方針及び条例二十三條に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

四 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき看護職員一人及び介護職員一人をもつて行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体が安定していること等の理由により、入浴により利用者の身体に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

五 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用する。

(準用)

第四十二条 第三条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十二條から第二十九條まで及び第三十三條の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは、「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「第二十条」とあるのは、「第三十九条」と、第二十三條第二項中「設備及び備品等」とあるのは、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第二十四条中「第二十条」とあるのは、「第三十九条」と、第三十三條中「条例」とあるのは、「条例第二十四条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当介護予防訪問入浴介護

(基準該当介護予防訪問入浴介護に関する基準)

第四十三条 第三条から第九條まで、第十一條から第十四條まで、第十六条、第十七条、第二十二條から第二十六條まで、第二十七條第一項、第二十八條、第二十九條、第三十三條及び前節(第三十五條第二項及び第三項並びに第三十六條第一項及び第四十二條を除く。)の規定は、基準該当介護

予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは、「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第三条中「常勤の者」とあるのは「者」と、第四条第一項「第二十條」とあるのは、「第四十三條において準用する第三十九條」と、第十四條第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは、「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは、「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第二十三條第二項中「設備及び備品等」とあるのは、「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第二十四条中「第二十條」とあるのは、「第四十三條において準用する第三十九條」と、第三十三條及び第三十五條第一項中「条例」とあるのは、「条例第二十六條において準用する条例」と、第三十六條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは、「基準該当介護予防訪問介護」と、第四十条第一号及び第二号中「第二十四條」とあるのは、「第二十六條」と、同条第三号及び第四号中「第四十二條」とあるのは、「第四十三條」と、第四十一條中「条例」とあるのは、「条例第二十六條において準用する条例」と読み替えるものとする。

第四章 介護予防訪問看護

(看護師等)

第四十四条 条例第二十九條第一項の規則で定める員数は、次に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

一 指定介護予防訪問看護ステーション

イ 看護職員 常勤換算方法で、二・五以上

ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。

2 前項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

3 条例第二十九條第二項に規定する場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例施行規則第四十四条第二項に規定する基準を満たすことをもつて前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第四十五条 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指

定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第四十六条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第四十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第四十八条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第四十九条 条例第二十九条第一項の看護師等（以下この章において「看護師等」という。）は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第五十条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第五十一条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第三十三条において準用する条例第十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録

二 条例第三十三条において準用する条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して

採った処置についての記録

三 介護予防訪問看護計画書

四 介護予防訪問看護報告書

五 第五十三条第一項に規定する主治の医師による指示の文書

六 第五十四条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の

記録

七 第五十四条において準用する第十七条に規定する市町村への通知に係る記録

八 従業者の勤務の体制の記録

九 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録
(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第五十二条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、条例第二十八条に規定する基本方針及び条例第三十二条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の確かな把握を行うものとする。

二 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。

三 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第二号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。

七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

十 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下この条において、「モニタリング」という。)を行

つものとする。

十一 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。

十二 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

十三 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならない。

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第二号から第六号まで及び第十号から第十四号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下、「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。
(主治の医師との関係)

第五十三条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 前条第十五号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。
(準用)

第五十四条 第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十二條から第二十九條まで、第三十三條及び第三十八條の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは、「看護師等」と、

第四条第一項中「第二十条」とあるのは、「第五十条」と、第八条中「心身の状況」とあるのは、「心身の状況、病歴」と、第二十四条中「第二十条」とあるのは、「第五十条」と、第三十三條中「条例」とあるのは、「条例第三十三条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第五章 介護予防訪問リハビリテーション
(利用料等の受領)

第五十五条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第五十六条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第五十七条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第三十九条において準用する条例第十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録

二 条例第三十九条において準用する条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 介護予防訪問リハビリテーション計画

四 第五十九条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 第五十九条において準用する第十七条に規定する市町村への通知に係る記録

六 従業者の勤務の体制についての記録

七 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第五十八条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、条例第三十五条に規定する基本方針及び条例第三十八条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するものとする。

三 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

七 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利

用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。

十 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において、「モニタリング」という。)を行うものとする。

十一 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十二 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(準用)

第五十九条 第四条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十二から第二十五条まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十八条及び第四十七条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「訪問介護員等」とあるのは、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第四条第一項中、「第二十条」とあるのは、「第五十六条」と、第八条中、「心身の状況」とあるのは、「心身の状況、病歴」と、第二十四条中、「第二十条」とあるのは、「第五十六条」と、第三十三条中、「条例」とあるのは、「条例第三十九条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第六章 介護予防居宅療養管理指導

(従業者)

第六十条 条例第四十二条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

イ 医師又は歯科医師 一以上
ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

二 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所に有する薬剤師 一以上

三 指定訪問看護ステーション等である指定介護予防居宅療養管理指導事業所に有する看護職員 一以上

(利用料等の受領)

第六十一条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第六十二条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額

五 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第六十三条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する

る諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第四十五条において準用する条例第十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 二 条例第四十五条において準用する条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 第六十五条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- 四 第六十五条において準用する第十七条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 従業者の勤務の体制についての記録

六 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録
(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第六十四条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。
- 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。
- 三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
- 四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要情報提供又は助言を行うものとする。
- 五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- 六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を

記載した文書を交付して行わなければならない。

- 七 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うことと。
- 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- 三 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

(準用)

第六十五条 第四条から第八条まで、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十二條から第二十五條まで、第二十七條から第二十九條まで、第三十三條、第三十八條及び第四十七條の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは、「第六十條各号に掲げる従業者」と、第四条第一項中「第二十條」とあるのは、「第六十二條」と、第八条中「心身の状況」とあるのは、「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十三條中「初回訪問時及び利用者」とあるのは、「利用者」と、第二十四條中「第二十條」とあるのは、「第六十二條」と、第三十三條中「条例」とあるのは、「条例第四十五条において準

用する条例」と読み替えるものとする。

第七章 介護予防通所介護

第一節 指定介護予防通所介護

(従業者)

第六十六条 条例第四十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供に当たるときに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たるときに限る。)が勤務している時間帯の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たるときに限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯(次項において、提供単位時間数)という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この章において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員(当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たるときに限る。)が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間帯で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。)を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8 条例第四十八条第二項に規定する場合は、指定居宅サービス等基準条例施行規則第六十八条第二項から第七項までに規定する基準を満たすことをもつて、第二項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第六十七条 条例第四十九条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

2 条例第四十九条第一項規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 条例第四十九条第二項に規定する場合は、指定居宅サービス等基準条例施行規則第六十九条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料の受領)

第六十八条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- 二 食事の提供に要する費用
- 三 おむつ代
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第六十九条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防通所介護の利用定員
- 五 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第七十条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できる

よう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によつて指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、第六十六条第一項各号に掲げる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第七十一条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第七十二条 指定介護予防通所介護事業者は、条例第五十条の計画について、当該指定介護予防通所介護事業所の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定

介護予防通所介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第五十条に定めるもののほか、指定介護予防通所介護事業者は、次に掲げる措置を講じよう努めなければならない。

- 一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備
 - 二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備
- (衛生管理等)
- 第七十三条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じよう努めなければならない。

(記録の整備)

第七十四条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第五十二条において準用する条例第十三条第二項に規定する苦情の内容及び内容等の記録
 - 二 条例第五十二条において準用する条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録
- 三 介護予防通所介護計画
- 四 第七十八条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容及び内容等の

記録

五 第七十八条において準用する第十七条に規定する市町村への通知に係る記録

六 従業者の勤務の体制についての記録

七 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録
(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第七十五条 指定介護予防通所介護の方針は、条例第四十七条に規定する基本方針及び条例第五十一条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防通所介護計画」という。)を作成するものとする。

三 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

八 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の

実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

十 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十一 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)

第七十六条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果을 最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

三 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第七十七条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第七十八条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十六条から第十八条まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十二条及び第三十八条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十条」とあるのは「第六十九条」と、同項及び第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「第六十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第二十四条中「第二十条」とあるのは「第六十九条」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当介護予防通所介護
(基準該当介護予防通所介護に関する基準)

第七十九条 第三条から第九条まで、第十一条、第十二条、第十四条、第十六条から第十八条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十八条及び前節(第六十六条第七項及び第八項、第六十七条第三項、第六十八条第一項並びに第七十八条を除く。)の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条中「常勤の者」とあるのは「者」と、第四条第一項中「第二十条」とあるのは「第七十九条第一項において準用する第六十九条」と、「訪問介護員等」とあるのは「第七十九条第一項において準用する第六十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第十四条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第二十四条中「第二十条」とあるのは「第七十九条第一項において準用する第六十九条」と、「訪問介護員等」とあるのは「第七十九条第一項において準用する第六十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第五十四条第一項において準用する条例」と、第六十七条第一項第一号中「食堂及び機能訓練室」とあるのは「食事を行う場所及び機能訓練を行う場所」と、同項第二号中「相談室」とあるのは「生活相談を行う場所」と、第六十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第七十二条中「条例」とあるのは「条例第五十四条において準用する条例」と、第七十四条第一号及び第二号中「第五十二条」とあるのは「第五十四条」と、同条第四号及び第五号中「第七十八条第一項」とあるのは「第七十九条第一項」と読み替えるものとする。

2 条例第五十四条第二項に規定する場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例施行規則第九十六条第一項において準用する指定居宅サービス等基準条例施行規則第六十八条第二項から第六項までに規定する基準を満たすことをもつて前項において準用する第六十六条第二項から第六項までに規定する基準を、指定居宅サービス等基準条例施行規則第九十六条第一項において準用する指定居宅サービス等基準条例施行規則第六十九条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて前項において読み替えて準用する第六十七条第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八章 介護予防通所リハビリテーション
(従業者)

第八十条 条例第五十七条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十人以下の場合には、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すことに一以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

- 一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合には、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利

用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。

3 第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。

4 条例第五十七条第二項に規定する場合には、指定居宅サービス等基準条例施行規則第九十七条第二項及び第三項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第八十一条 条例第五十八条第一項の専用の部屋等は、三平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーション)に供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2 条例第五十八条第二項に規定する場合には、指定居宅サービス等基準条例施行規則第九十八条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者等の責務)

第八十二条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者に条例第五十九条及び第六十条の規定並びにこの条から第八十九条までの規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第八十三条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら

ない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員

五 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第八十四条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第八十五条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第六十条において準用する条例第十三条第二項に規定する苦情の内容及び記録

二 条例第六十条において準用する条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

三 介護予防通所リハビリテーション計画

四 第八十九条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 第八十九条において準用する第十七条に規定する市町村への通知に係る記録

六 従業者の勤務の体制についての記録

七 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、条例第五十六条に規定する基本方針及

び条例第五十九条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 二 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防通所リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。
- 三 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 四 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 五 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 六 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 七 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 八 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 九 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において、「モニタリング」という。）を行うものとする。

十 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十一 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点）

第八十七条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第八十八条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行うときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいて、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに

主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第八十九条 第四条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十六条から第十八条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第四十七条、第六十八条及び第七十条から第七十二条までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第八十条第一項各号に掲げる従業者」と、第四条第一項中「第二十条」とあるのは「第八十三条」と、第八条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十四条中「第二十号」とあるのは「第八十三条」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第六十条において準用する条例」と、第七十条第三項中「第六十六条第一項各号」とあるのは「第八十条第一項各号」と読み替えるものとする。

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 指定介護予防短期入所生活介護

(従業者)

第九十条 条例第六十三条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 一人以上
 - 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上
 - 三 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上
 - 四 栄養士 一人以上
 - 五 機能訓練指導員 一人以上
 - 六 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき介護予防短期入所生活介護従業者(前項各号に掲げる従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設

設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第百五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。

6 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 条例第六十三条第二項に規定する場合にあつては、指定居室サービス等基準条例施行規則第六十六条第一項から第六項までに規定する基準を満たすことをもつて、第二項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第九十一条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、前条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所を除く。)とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居室サービス等基準条例施行規則第七十一条及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて、第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第九十二条 条例第六十四条第一項ただし書の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満

たす二階建て又は平屋建ての建物とする。

一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第六十七条において準用する条例第五十条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第六十七条において準用する条例第五十条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第六十四条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行つために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第六十四条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、二平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを

確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

三 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。

4 前三項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とする。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜を緩やかにすること。

四 居室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

5 条例第六十四条第五項の規則で定める施設は、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を受けている施設とする。

6 条例第六十四条第七項に規定する場合は、指定居室サービスイ等基準条例施行規則第八八条第三項及び第四項に規定する基準を満たすことをもつて、第三項及び第四項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第九十三条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第九十七条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスイの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスイの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了）

第九十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居室において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービスイ又は福祉

サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第九十五条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- 二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

- 三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）
- 六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適

当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(緊急時等の対応)

第九十六条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第九十七条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 利用定員（第九十条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
 - 四 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 五 通常の送迎の実施地域
 - 六 サービス利用に当たつての留意事項
 - 七 緊急時等における対応方法
 - 八 非常災害対策
 - 九 その他運営に関する重要事項
- (定員の遵守)

第九十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第九十条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員

を超えることとなる利用者数

(地域等との連携)

第九十九条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第一百条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第六十五条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

二 条例第六十七条において準用する条例第十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 条例第六十七条において準用する条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 介護予防短期入所生活介護計画

五 第一百八条において準用する第十四条第二項に規定する具体的なサービスの内容等の記録

六 第一百八条において準用する第十七条に規定する市町村への通知に係る記録

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第一百一条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、条例第六十二条に規定する基本方針及び条例第六十六条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

三 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該

計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(介護)

第一百二条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第一百三条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第百四条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第百五条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第百六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百七条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第百八条 第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十四条から第二十九条まで、第三十三条、第三十八条、第七十条、第七十二条及び第七十三条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条中「第二十条」とあるのは、「第九十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは、「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは、「条例第六十七条において準用する条例」と、第七十条第三項中「第六十六条第一項各号に掲げる従業者」とあるのは、「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第七十二条中「条例」とあるのは、「条例第六十七条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

(設備及び備品等)

第百九条 条例七十条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この章及び第百六十二条において同じ。)の数の上限をいう。以下この章において同じ。)は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

三 浴室

要支援者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とする。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下)あつては、一・八メートル以

上)として差し支えない。

二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜を緩やかにすること。

四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

3 条例第七十条第二項に規定する場合にあつては、指定居室サービス等基準条例施行規則第二百二十六条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第百十条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(知事が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

第百十一条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員(第九十条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第九十条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

五 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の送迎の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第一百二十二条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第一百十三条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 第九十条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

二 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(介護)

第一百四十四条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快

適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第一百五十五条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第一百六十六条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第百十七條 第三條、第五條から第八條まで、第十條、第十一條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十四條から第二十九條まで、第三十三條、第三十八條、第七十二條、第七十三條、第九十條、第九十一條(第三項を除く。)、第九十二條(第三項、第四項及び第六項を除く。)、第九十三條、第九十四條、第九十六條、第九十九條から第一百一條まで及び第百四條から第百六條までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十四條中「第二十條」とはあるのは「第百十一條」と、「訪問介護員等」とあるのは「第百十七條において準用する第九十條第一項各号に掲げる従業者」と、第三十三條、第七十二條及び第九十條中「條例」とあるのは「條例第七十二條において準用する條例」と、同條第七項中「第百六條第一項から第六項まで」とあるのは「第百三十五條において準用する指定居宅サービス等基準條例施行規則第百六條第二項から第六項まで」と、第九十一條第四項中「第百七條第一項及び第二項」とあるのは「第百三十五條において準用する指定居宅サービス等基準條例施行規則第百七條第一項及び第二項」と、第九十二條第一項中「第六十四條第一項」とあるのは「第七十二條において準用する條例第六十四條第一項」と、「第六十七條」とあるのは「第七十二條」と、同條第二項及び第五項中「條例」とあるのは「條例第七十二條において準用する條例」と、第九十三條第一項中「第九十七條」とあるのは「第百十一條」と、第百條第一号中「條例」とあるのは「條例第七十二條において準用する條例」と、同條第二号及び第三号中「第六十七條」とあるのは「第七十二條」と、第五号及び第六号中「第百八條」とあるのは「第百十七條」と、第百一條中「第六十二條」とあるのは「第六十九條」と、「第六十六條」とあるのは「第七十二條において準用する條例第六十六條」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当介護予防短期入所生活介護

(従業者)

第百十八條 條例第七十五條第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 一人以上
- 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合)あつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が三又はその端数を増すことに一人以上
- 三 栄養士 一人以上
- 四 機能訓練指導員 一人以上

五 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業の実情に応じた適當数

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することが出来るものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 條例第七十五條第二項に規定する場合は、指定居宅サービス等基準條例施行規則第百三十六條第二項から第四項までに規定する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第百十九條 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を二十人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合にあつては、指定居宅サービス等基準條例施行規則第百三十七條第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第百二十條 條例第七十六條第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。
 - ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
- 二 食堂及び機能訓練室
 - イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを

確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

3 条例第七十六条第二項に規定する場合には、指定居宅サービス等基準条例施行規則第百三十八条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防通所介護事業所等との連携)

第百二十一条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第百二十二条 第三条、第五条から第八条まで、第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第七十条、第七十二条、第七十三条及び第一節(第九十条から第九十二条まで、第九十五条第一項及び第九十八条を除く。)の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

この場合において、第三条中「常勤の者」とあるのは「者」と、第十四条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者によって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第二十四条中「第二十条」とあるのは「第百二十二条において準用する第九十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「第百二十二条において準用する第九十条第一項各号に掲げる従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、第七十条第三項中「第六十六条第一項各号」とあるのは「第百二十二条において準用する第九十条第一項各号」と、第七十二条中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、第九十三条第一項中「第九十七条」とあるのは「第百二十二条において準用する第九十七条」と、第九十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百条第一号中「条例」とあるのは「条

例第七十七条において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第六十七条」とあるのは「第七十七条」と、同条第五号及び第六号中「第百八条」とあるのは「第百二十二条」と、第百一条中「第六十二条」とあるのは「第七十七条において準用する条例第六十二条」と、「第六十六条」とあるのは「第七十七条において準用する条例第六十六条」と、第百五条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 指定介護予防短期入所療養介護

(従業者)

第百二十三条 条例第八十条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者、以下この条及び第百二十七条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

(設備)

第二百二十四条 条例第八十一条第一項第四号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとするものとする。

2 条例第八十一条第二項に規定する場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例施行規則第四百十二条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとなすことができる。

(利用料等の受領)

第二百二十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者へ代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- 二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者へ代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

- 三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- 五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）
- 六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者へ負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

第二百二十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

第二百二十七条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第二百二十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第八十三条において準用する条例第十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 二 条例第八十三条において準用する条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 条例第八十三条において準用する条例第六十五条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 介護予防短期入所療養介護計画

五 第三百三十五条において準用する第十四条第二項に規定する具体的なサービスの内容等の記録

六 第三百三十五条において準用する第十七条に規定する市町村への通知に係る記録

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

第二百二十九条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、条例第七十九条に規定する基本方針及び条例第八十二条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 二 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所することとが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。

三 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該指定介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(診療の方針)

第三百三十条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。

四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に知事が定めるもののほか行ってはならない。

六 別に知事が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第三百三十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第三百三十二条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第百三十三条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百三十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第百三十五条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十八条、第七十条、第七十二条、第八十四条、第九十三条、第九十四条第二項及び第九十九条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条中「第二十条」とあるのは「第百二十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「第百二十三条各号に定める従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第八十三条において準用する条例」と、第七十条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「第百二十三条各号に掲げる従業者」と、第七十一条中「条例」とあるのは「条例第八十三条において準用する条例」と、第九十三条中「第九十七条」とあるのは「第百二十六条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「第百二十三条各号に定める従業者」と読み替えるものとする。

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

(利用料等の受領)

第百三十六条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(知事が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者には負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする

る。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

第百三十七条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百三十八条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百三十九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者、以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百四十条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、

当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百四十一条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百四十二条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第百四十三条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第三十八条、第七十二条、第八十四条、第九十三条、第九十四条第二項、第九十九条、第二百二十三条及び第二百二十八条から第三百十一条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条中「第二十条」とあるのは「第三百二十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「第百四十三条において準用する第百二十三条各号に定める従業者」と、第三十三条及び第七十二条中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第九十三条第一項中「第九十七条」とあるのは「第三百三十七条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「第百四十三条において準用する第百二十三条各号に定める従業者」と、第百二十三条中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第百二十八条第一号及び第二号中「第八十三条」とあるのは「第八十八条」と、同条第五号及び第六号中「第三百二十五条」とあるのは「第

百四十三条」と、第二百二十九条中「第七十九条」とあるのは「第八十五条」と読み替えるものとする。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 指定介護予防特定施設入居者生活介護

(従業者)

第百四十四条 条例第九十一条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一以上

二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)第一条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すことに一及び利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ 看護職員の数、次のとおりとすること。

(1) 利用者の数が三十を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
(2) 利用者の数が三十を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

八 常に一以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されることが。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上(利用者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が百又はその端数を増すことに一以上

二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち認定省令第二条第一項第

二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上並びに利用者のうち認定省令第二条第一項一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一以上であること。

口 看護職員の数に次のとおりとすること。

- (1) 総利用者が三十を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 総利用者が三十を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

八 常に一以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上(総利用者数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

3 前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第二項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人を常勤とするものとする。

6 第二項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるとする。

7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画(第二項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第二項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

(設備)

第百四十五条 条例第九十二条第一項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす

造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 条例第九十二条第三項の介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

一 介護居室は、次の基準を満たすこと。

イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

三 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

四 便所は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 条例第九十二条第一項から第三項まで及び前三項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の定めるところによる。

5 条例第九十二条第四項に規定する場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例施行規則第百六十五条第二項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第四百六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第五百十一条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第四条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)
第四百七条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んでならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの受けるための利用者の同意)

第四百八条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村(法第四十一条第十項の規定により審査及び支

払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。)に提出しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第四百九条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第五百十条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- 二 おむつ代
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第五百十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設に、次に

掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めおかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容

三 入居定員及び居室数

四 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百五十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防

特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めおかな

ければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者によつて指

定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施

設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行つことができる場合は、この限りで

ない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施

設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、

当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、

その研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第二百五十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、

あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよ

う努めなければならない。

(地域との連携等)

第一百五十四条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域

住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介

護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談

及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第一百五十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会

計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しな

ければならない。

一 条例第九十四条において準用する条例第十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録

二 条例第九十四条において準用する条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して

採つた処置についての記録

三 条例第九十四条において準用する条例第六十五条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 介護予防特定施設サービス計画

五 第四百四十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

六 第五百五十二条第三項に規定する結果等の記録

七 第六十一条において準用する第十七条に規定する市町村への通知に係る記録

八 従業者の勤務体制についての記録

九 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

第一百五十六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、条例第九十条に規定する基本方針及

び条例第九十三条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たつては、主治の医師又は歯科医師からの情

報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等

の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができる

ように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

二 計画作成担当者(条例第九十一条第一項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)

は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定

施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目

標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提

供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成するものとする。

三 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たつては、その原案の内容につ

いて利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

四 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

五 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

六 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

七 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（以下この条において、「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うものとする。

八 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

九 第一号から第七号までの規定は、前号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

第百五十七条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に一回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

（健康管理）

第百五十八条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（相談及び援助）

第百五十九条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置か

れている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

（利用者の家族との連携等）

第百六十条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（準用）

第百六十一条 第三条、第六条、第七条、第十六条、第十七条、第二十四条から第二十九条まで、第三十三条、第三十七条、第三十八条、第七十二条、第七十三条及び第百四条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条中「訪問介護員等」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは、「条例第九十条において準用する条例」と、第三十七条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と、第七十二条中「条例」とあるのは、「条例第九十四条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第二節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

（従業者）

第百六十二条 条例九十七条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一以上

二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三十又はその端数を増すことに一以上

三 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）

2 条例第九十八条第二項に規定する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる従業者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において、「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すことに一以上

二 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が十又はその端数を増すことに一以上

三 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）

3 前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定介護予防

特定施設の従業者（外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。

5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び居室サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画（第二項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び居室サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（設備）

第六十三条 条例第九十八条第一項の規則で定める面積は、二十五平方メートルとする。

2 条例第九十八条第一項の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。

一 居室は、次の基準を満たすこと。

イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 条例第九十八条第一項及び前三項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

5 条例第九十八条第二項に規定する場合にあっては、指定居室サービス等基準条例施行規則第百八十四条第二項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満た

しているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第六十四条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「受託介護予防サービス事業所」という。）の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者や他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第四条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

（運営規程）

第六十五条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策

十 その他運営に関する重要事項
(受託介護予防サービス事業者への委託)

第六十六条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防福祉用具貸与及び指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第三項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合には、指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第六十七条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第九十九条において準用する条例第十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
二 条例第九十九条において準用する条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 条例第九十九条において準用する条例第六十五条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 介護予防特定施設サービス計画
五 前条第八項に規定する結果等の記録

六 次条第二項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
七 第六十六条において準用する第十七条に規定する市町村への通知に係る記録

八 第六十六条において準用する第四十八条第二項に規定する利用者の同意等に係る書類
九 第六十六条において準用する第四十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

十 第六十六条において準用する第五十二条第三項に規定する結果等の記録
十一 従業者の勤務の体制についての記録

十二 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録
(受託介護予防サービスの提供)

第六十八条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(準用)

第六十九条 第三条、第六条、第七条、第十六条、第十七条、第二十四条から第二十九条まで、第三十三条、第三十七条、第三十八条、第七十二条、第七十三条、第四十五条第一項、第四十七条から第五十条まで、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十九条及び第六十条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条中「第二十條」とあるのは「第六十五条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者」と、第二十六条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、第三十七条中「介護

予訪問人浴介護従業者」とあるのは、「指定介護予防特定施設従業者」と、第七十二条及び第四百十五條第一項中「条例」とあるのは「条例第九十九條において準用する条例」と、第四百九十九條第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と、第五百二十二條第一項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同條第二項中「指定介護予防特定施設生活介護」とあるのは「基本サービス」と、同條第三項中「指定介護予防特定施設生活介護」とあるのは「基本サービス」と、第五百五十六條中「第九十條」とあるのは「第九十六條」と、「第九十三條」とあるのは「第九十九條において準用する条例第九十三條」と、「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 指定介護予防福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員)

第七十條 条例第二百一十條第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(設備等)

第七十一條 条例第二百一十條第一項の規則で定める場合は、第七十六條第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。

2 条例第二百一十條第一項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

一 福祉用具の保管のために必要な設備

イ 清潔であること。

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 条例第二百一十條第二項に規定する場合には、指定居宅サービス等基準条例施行規則第九十九条第二項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第七十二條 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定められた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由がなく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(運営規程)

第七十三條 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 その他運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保)

第七十四條 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第七十五條 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第七十六條 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必

要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備え付け)

第百七十七条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第百七十三条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第百七十八条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第百五条において準用する条例第十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
二 条例第百五条において準用する条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 福祉用具貸与計画

四 第百七十六条第四項に規定する結果等の記録

五 第百八十一条において準用する第十四条第一項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

六 第百八十一条において準用する第十七条に規定する市町村への通知に係る記録

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第百七十九条 福祉用具専門相談員が行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

三 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

四 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

五 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

六 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。

(介護予防福祉用具計画の作成)

第百八十条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第百九十条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

（準用）

第百八十一条 第三条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十五条から第二十九条まで、第三十三条、第三十八条並びに第七十条第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十条」とあるのは、「第百七十三条」と、「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と、第五条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第九条第二項中「指導」とあるのは、「相談又は助言」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは、「利用者」と、第十四条中「提供日及び内容」とあるのは、「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十六条中「内容」とあるのは、「種目、品名」と、第三十三条中「条例」とあるのは、「条例第百五条において準用する条例」と、第七十条第二項中「処遇」とあるのは、「サービス利用」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当介護予防福祉用具貸与

（基準該当介護予防福祉用具貸与に関する基準）

第百八十二条 第三条から第九条まで、第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条、第二十九条、第三十三条、第三十八条、第七十条第一項及び第二項並びに前節（第百七十一条第三項、第百七十二条第一項及び第百八十一条を除く。）の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十条」とあるのは、「第百八十二条第一項において準用する第百七十三条」と、「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と、第五条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第九条第二項中「指導」とあるのは、「相談又は助言」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と、第十四条中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは、「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは、「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第三十三条中「条例」とあるのは、「条例第百七条第一項において準用する条例」と、第七十条第二項中「処遇」とあるのは、「サービスの利用」と、第百七十条並びに第百七十一条第一項及び第二項中「条例」とあるのは、「条例第百七条において準用する条例」と、第百七十二条第二項中「五条」とあるのは、「第百七条」と、同条第四号中「第百七十六条」とあるのは、「第百八十一条第一項において準用する第百七十六条」と、同条第五号及び第六号中「第百八十一条」とあるのは、「第百八十二条第一項」と読み替えるものとする。

2 条例第百七条第二項に規定する場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例施行規則第二百三条第一項において準用する指定居宅サービス等基準条例施行規則第九十二条第二項に規定する基準を満たすことをもつて、前項において準用する第百七十一条第二項に規定する基準を満しているものとみなすことができる。

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

（福祉用具専門相談員）

第百八十三条 条例第百十条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

（サービスの提供の記録）

第百八十四条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（販売費用の額等の受領）

第百八十五条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第五十六条第三項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
 - 二 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第百八十六条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

- 一 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- 二 販売した指定特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 三 領収書
- 四 当該指定特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該指定特定介護予防福祉用具の概要 (記録の整備)

第百八十七条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第百十三条において準用する条例第十三条第二項に規定する苦情の内容及び記録
- 二 条例第百十三条において準用する条例第十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 三 特定介護予防福祉用具販売計画
- 四 第百八十四条に規定する提供した具体的なサービスの内容及び記録
- 五 第百九十条において準用する第十七条に規定する市町村への通知に係る記録
- 六 従業者の勤務体制についての記録
- 七 介護予防サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第百八十八条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して指定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

二 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

三 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する指定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

四 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて指定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該指定介護予防福祉用具の使用上、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該指定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

五 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第百八十九条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容及びサービスの提供を行う期間等を記載した計画 (以下「指定介護予防福祉用具販売計画」という。) を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、指定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、指定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該指定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(準用)

第百九十条 第三条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十七条、第二十三条、第二十五条から第二十九条まで、第三十三条、第三十八条、第七十条第一項及び第二項、第七十三条から第七十五条まで並びに第七十七条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準

用する。この場合において、第四条中「第二十條」とあるのは、第九十條において準用する第七十三條と、「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と、第五条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第九條第二項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第十三條中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは、「利用者」と、第三十三條中「条例」とあるのは「条例第九十三條において準用する条例」と、第七十條第二項中「処遇」とあるのは、「サービス利用」と、第七十三條中「利用料」とあるのは、「販売費用の額」と、第七十四條及び第七十五條中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第七十七條中「第七十三條」とあるのは、「第九十條において準用する第七十三條」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三十條(第三十四條第二項において準用する場合を含む。)、第四十條(第四十三條において準用する場合を含む。)、第五十一條、第五十七條、第六十三條、第七十四條(第七十九條第一項において準用する場合を含む。)、第八十五條、第一百條(第一百七十七條、第二百二十二條及び附則第二十一項において準用する場合を含む。)、第一百二十八條(第四十三條及び附則第二十七項において準用する場合を含む。)、第一百五十五條、第一百六十七條、第一百七十八條(第八十二條において準用する場合を含む。)、及び第八十七條の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、これらの規定中五年間保存しなければならないこととされている記録のうちその完結の日から二年を経過しないものについても適用する。

3 指定居宅サービス等基準条例施行規則第三項の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第九十二條第三項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第四項の規定は、適用しない。

4 この規則の施行の際現に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第二十八号)第三條の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の

事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、第九十條第一項第一号ロ②中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

5 この規則の施行の際現に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十二年厚生省令第三十七号)附則第二項の適用を受けている基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められる場合は、第二十條第一項第一号イ及びロ並びに第二号イの規定は、適用しない。

6 条例附則第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき二平方メートル以上の広さを有すること。

二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

7 条例附則第三項の規則で定める病床数は、四床とする。

8 条例附則第四項の規則で定める床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とする。

9 条例附則第五項の規則で定める基準は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、かつ、必要な器械及び器具を備えることとする。

10 条例附則第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき二平方メートル以上の広さを有すること。

二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

11 条例附則第七項の規則で定める病床数は、四床とする。

12 条例附則第八項の規則で定める床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とする。

13 当分の間、居宅サービスの利用者のうち認定省令附則第二條に規定する経過的要介護に該当する者については、第四十四條第二項第一号イ中「三」とあるのは、「十」と、第六十二條第二項第二号中「が十」とあるのは、「が三十」とする。

14 平成十八年四月一日前から引き続き存する指定特定施設であつて、指定介護予防特定施設入居者

生活介護の事業が行われる事業所にあつては、第四百四十五条第二項第一号イ及び第六百六十三条第二項第一号イの規定は、適用しない。

15 平成十八年四月一日前から引き続き存する養護老人ホーム(同日において建築中であつたものを含む。)であつて、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所にあつては、第六百六十三条第二項第一号イの規定は、適用しない。

16 条例附則第十項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第二十一項までの規定によることができる。

17 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第九十九条に、それ以外の部分にあつては第九十二条に定めるところによる。

18 条例附則第十三項に規定する場合には、指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第十九項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

19 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の運営に関する基準は、次項及び附則第二十一項に定めるもののほか、ユニット部分にあつては第九章第二節(第九十九条、第一百一条及び第一百七七条を除く。)に、それ以外の部分にあつては第九十五条、第九十八条、第一百一条、第一百三、第一百七七条及び第九十九条において準用する第七十条に定めるところによる。

20 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めおかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の利用定員(第九十九条第一項に規定する利用定員をいう。次号において同じ。)

及びそれ以外の部分の利用定員(条例第六十三条第一項に規定する利用定員をいう。)(第九十条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十六号)附則第四項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))である場合を除く。)

四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員(第九十条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームを除く。)

五 ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料そ

他の費用の額

七 通常の送迎の実施地域

八 サービス利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 その他運営に関する重要事項

21 第九十条、第九十一条、第九十三条、第九十四条、第九十六条、第九十九条から第一百一条まで、第一百四十四条から第一百四十六条まで及び第八八条(第七十条の準用に係る部分を除く。)(の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十条第一項中「条例」とあるのは「条例附則第十五項において準用する条例」と、同条第七項中「第六十三条第二項」とあるのは「附則第十五項において準用する条例第六十三条第二項」と、第六十六条第二項から第六項まで」とあるのは「附則第二十三項において準用する指定居宅サービス等基準条例施行規則第六十六条第二項から第六項まで」と、第九十三条第一項中「第九十七条」とあるのは「附則第二十項」と、第九十五条第一号中「第六十五条第二項」とあるのは「附則第十五項において準用する条例第六十五条第二項」と、同条第二号及び第三号中「第六十七条」とあるのは「附則第十五項において準用する条例第六十七条」と、同条第五号及び第六号中「第八八条」とあるのは「附則第二十一項において準用する第八八条」と、第九十一条中「第六十二条」とあるのは「附則第十一項」と、「第六十六条」とあるのは「附則第十五項において準用する条例第六十六条」と、第九八条中「第六十七条」とあるのは「附則第十五項において準用する第六十七条」と、第六十二条中「第六十二条」とあるのは「附則第十一項」と、第六十七條」とあるのは「附則第十五項において準用する第六十七條」と読み替えるものとする。

22 条例附則第十六項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)(については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第二十七項までの規定によることことができる。

23 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分の設備に関する基準は、第二百二十四条に定めるところによる。

24 条例附則第十九項に規定する場合には、指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第二十五項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

25 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の運営に関する基準は、次項及び附則第二十七項に定めるもののほか、ユニット部分にあつては第二百二十九条及び第十章第二節(第三百三十七條及び第四百三十三条を除く。)(に、それ以外の部分にあつては第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十九条、第三百三十二条から第三百三十四条まで及び第三百三十五条において準用する第七十条に定め

るところによる。

26 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の送迎の実施地域

六 施設利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 その他運営に関する重要事項

27 第二百二十三条、第二百二十八条、第二百三十条、第二百三十一条及び第二百三十五条（第七十条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二百二十三条中「条例」とあるのは「条例附則第二十一項において準用する条例」と、第二百二十八条第一号から第三号までの規定中「第八十三条」とあるのは「附則第二十一項において準用する条例第八十三条」と、同条第五号及び第六号中「第二百三十五条」とあるのは「附則第二十七項において準用する第二百三十五条」と、第二百三十五条中「第八十三条」とあるのは「附則第二十一項において準用する条例第八十三条」と、「第二百二十六条」とあるのは「附則第二十六項」と読み替えるものとする。

（介護予防サービス特例事業所の事業の特例）

28 条例附則第二十二項の介護予防サービス特例事業所（以下「介護予防サービス特例事業所」といふ。）が有しなればならない理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、条例第三十六条第一項の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間、常勤換算方法で、二・五以上とする。

29 条例附則第二十二項の管理者（次項において「管理者」といふ。）は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、介護予防サービス特例事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防サービス特例事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

30 管理者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士で、適切な指定介護予防リハビリテーション

を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

31 条例附則第二十四項に規定する場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第三十二項から附則第三十四項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。